

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
134	平成23年1月17日 東京地裁 平21(ワ)31304号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の従業員による被告会社の株式の売却は会社ぐるみの暴行行為又は詐欺的行為であるとして、被告会社に対しては民法715条又は会社法350条に基づき、被告会社の代表取締役である被告Y2に対しては民法709条又は会社法429条1項に基づき、その他の被告らに対しては会社法429条1項に基づき、購入代金合計825万円及び弁護士費用85万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告会社は会社ぐるみで被告会社の株式を販売しており、同株式の販売には違法性があるとし、被告らの責任を認め、購入代金合計825万円及び弁護士費用82万5000円を損害額と認定し、請求を一部認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外	被告会社による販売勧誘は、虚偽の内容を告げて、代金相当額を騙し取るものであり、違法性が認められるとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
135	平成22年12月27日 東京地裁 平21(ワ)9165号	不当利得返還等事件	◆自動車学校である原告会社とその代表取締役であった原告X1が、被告証券会社の従業員から、外国債(ノックイン債、ランド債、ユーロ債)購入の勧誘を受け、損失を被ったことから、被告証券会社従業員の説明義務違反、詐欺、不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知などを理由に被告証券会社に対して損害賠償の支払等を求めた事案	◆原告らの主張をいずれも排斥し、原告らの請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否 4条2項: 否	断定的判断の提供を認めるに足る証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
136	平成22年12月20日 東京地裁 平22(ワ)30180号	損害賠償請求事件	◆被告会社がパチンコ雑誌に掲載したパチンコ攻略法の広告を見て、必ず儲かるなどと言われて被告会社のサービスに応募し、サービス料金を支払った原告が、被告会社に対し、本件契約の目的物及び役務はいずれもパチンコで必ず当たりが出たり利益が上がったりするものではないのに、うその説明をして契約を申し込ませた行為が不法行為に該当し、また、詐欺を理由に本件契約を取り消したとして、損害賠償又は不当利得の返還を求めた事案	◆被告の従業員の各勧誘は、いずれも欺罔行為であると認められ、原告は、その欺罔行為により錯誤に陥り、そのため、本件取引を行ったと認められるから、被告の従業員の行為は不法行為を構成するとして、原告の請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外	詐欺(不法行為)により損害賠償請求を認め、消費者契約法の適用について判断しなかった。
137	平成22年12月16日 東京地裁 平20(ワ)27893号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社から複数の金融商品を購入したところ、これらの取引は適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法な勧誘行為に基づくものであるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆本件各商品を原告らに販売した行為は、リスクが高い商品特性においても、過大な投資規模・価額においても、原告らの知識、経験及び財産の状況等の実情に照らして明らかに過大な危険を伴い原告らの保護に欠ける取引であり、また、被告の従業員らにおいて本件各商品の仕組みや危険性について具体的に理解できる程度の説明を行ったものとは認められないなどとして、原告らの請求を一部認容した事例(過失相殺3割)	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否 4条2項: 否	断定的判断の提供を認めるに足る証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
138	平成22年12月15日 東京地裁 平20(ワ)37803号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員である訴外Bの違法な勧誘を受けて、被告の未公開株式を購入し、被告に280万円を送金した原告が、消費者契約法4条1項2号に基づき上記未公開株式の契約を取り消したとして、被告に対し、280万円の返還を求めた事案	◆訴外Bは被告の従業員ではない、被告は280万円を受領していない、消費者契約法7条2項及び会社法211条2項の適用により、原告は本件未公開株式の引受けを取り消すことができないなどとする被告の主張・抗弁を全て退け、原告の請求をほぼ認容した事例	4条1項2号: 肯 4条1項1号: 外 7条2項: 否	本件において、会社法211条2項の適用はなく、消費者契約法7条2項の適用もないとした。
139	平成22年12月2日 大阪地裁 平20(ワ)13953号	原状回復等請求事件	◆被告らとの間で連鎖販売契約を締結した原告らが、被告らに対し、第1に、クーリングオフによる連鎖販売契約の解除又はクーリングオフによる訪問販売における契約の解除に基づき、民法545条の解除に基づく原状回復請求として、既払金の返還を求め、第2に、これと選択的に、重要事項についての不実告知又は断定的判断の提供による消費者契約の解除に基づき、民法704条の悪意の受益者に対する不当利得返還請求として、同じ既払金の返還を求めた事案	◆連鎖販売契約において契約締結時に交付された書面が特定商取引に関する法律37条2項の書面に該当しないとされた事例 ◆連鎖販売契約締結時に連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗によらないで行う個人であったとしても、解除の時点においては連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗によらないで行う個人とはいえない場合には、特定商取引に関する法律40条1項に基づく解除はできないとした事例	2条: 否 4条1項1号: 2号: 外	一部原告については特定商取引法による解除を認め、また、一部原告については、「消費者」に該当しないとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
140	平成22年11月30日 東京地裁 平21(ワ)46968号	購入代金返還請求事件	◆被告らからタイ国内のリゾート施設の利用権を購入する契約を締結した原告らが、特定商取引に関する法律に基づく同契約の解除等を主張して、被告らに対し、支払済みの代金相当額の返還を求めた事案	◆クーリングオフ期間の起算点が申込書面を受領時となる場合であっても、クーリングオフに係る事項の記載がある契約書面を受領が前提となるべきところ、被告R社主張の契約書には当該事項の記載がなく、同社との契約に関して上記事項の記載された契約書面の交付事実は認められず、また、上記利用権の対象物件は同法所定の「権利の種類」に該当し、同物件の明細書は法定書面であるが、被告H社によるその交付を認めるに足る証拠はないから、被告らが主張するクーリングオフ期間の経過は認められないとして、原告らの請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外 4条2項: 外	特定商取引法による解除を認めたため、消費者契約法について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
141	平成22年11月25日 東京地裁 平21(ワ)23639号	預託金返還等請求事件	◆証券会社である被告から外国投資信託受益証券を購入した原告が、被告に対し、主位的には、本件契約は被告従業員の虚偽の説明に基づくものであるから要素の錯誤により無効である、あるいは被告の不実告知又は不利益事実不告知によるものであるから、消費者契約法4条により取り消したとして、不当利得返還請求権に基づく代金相当額の返還を、予備的には、本件商品が金融商品として通常有すべき安全性を備えていないことや説明義務違反等を理由として、債務不履行、不法行為等に基づき、損害賠償を求めた事案	◆主位的、予備的各請求について、原告の主張はいずれも前提を欠くとして、請求を棄却した事例	4条1項1号：否 4条1項2号：否	断定的判断の提供を認めるに足る証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
142	平成22年10月21日 東京地裁 平22(ワ)9014号	不当利得返還等請求事件	◆被告との間でネットショップ構築等の支援に関する取引基本契約を締結した原告が、被告会社の説明・勧誘文言とは異なり、利益を上げられずに損害ないし損失を被ったとして、被告らに対し、損害賠償請求(被告Y1に対しては会社法に基づき責任)として、被告に支払った対価のうち返還されていない210万円及び弁護士費用30万円を、予備的に、被告会社に対し、特定商取引に関する法律に基づく契約の解除、あるいは、同法ないし消費者契約法ないし民法による契約の取消しを理由とする不当利得返還請求として、210万円の支払を求めた事案	◆原告と被告会社との間で本件契約について、互いに意義申出は一切行わないなどとする合意は有効であり、本件契約における原告の被告会社に対する異議申し出については、解決、清算されたというべきであるから、原告が同様の事実主張や法的主張に基づく本件請求をすることはもはやできないとして、請求を棄却した事例	4条1項1号：否 4条1項2号：否	断定的判断の提供を認めるに足る証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
143	平成22年10月12日 さいたま地裁 平21(ワ)3720号	損害賠償等請求事件	◆被告Y1からイラクディナールの投資に関する取引の勧誘を受け、被告Y1の説明により、1000万イラクディナールが500万円の価値であり、近いうちにイラクディナールの価値が上昇すると誤信し、被告らとの間でイラクディナールの投資に関する取引を行う旨の契約を締結した原告が、不法行為に基づく損害賠償または消費者契約法に基づく取消を理由とする不当利得の返還を求めた事案	◆実際の通貨価値について説明せず、1口500万円で1000万イラクディナールが購入できると説明し、近々その価値が10倍以上上がりするなどと虚偽の事実を告げ、誤信させて購入を勧誘する行為は、社会的相当性を欠き違法であるとし、また、近々イラクディナールが10倍以上値上がりすると不確実な説明をして勧誘することは、断定的判断の提供にあたり、通貨価値が下がる可能性や通貨の本当の価値について説明を受けていないことは、不利益事実の不告知に当たるとして、取消を認め、原告の過失割合を2割として、原告の請求を一部認容した事例	4条1項1号：否 4条1項2号：肯 4条2項：肯	不実告知については否定したが、断定的判断の提供、不利益事実の不告知は認めた。また、同一の損害について、不法行為に基づく損害賠償請求と消費者契約法に基づく取消を理由とする不当利得返還請求を認めた。
144	平成22年9月15日 東京地裁 平22(ワ)14996号	売買代金返還請求事件	◆原告は被告の従業員のAと名乗る男性から電話連絡を受けるなどして、転売目的でリゾートクラブのタイムシェア利用権1口(本件会員権)を購入したが、本件会員権は転売可能性がない会員権であったとして、原告が被告に対し、本件会員権の売買契約を詐欺により取り消し旨の意思表示をしたなどとして、不当利得に基づき金員の支払を求めた事案	◆Aによる詐欺を認めて原告の請求をすべて認容した事例	4条1項2号：外	詐欺を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
145	平成22年9月10日 東京地裁 平21(ワ)28625号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社及びその代表取締役である被告に対し、上場確実であるなどと虚偽の説明をして被告会社の未公開株を購入させ、損害を与えたことが不法行為に当たるなどとして、損害賠償を求めた事案	◆被告会社の従業員は、原告に対し、被告会社が上場の準備をしており、配当が確実である旨説明して被告会社株式の購入を勧誘していたが、1株あたりの純資産は株価の10分の1以下であることなどからして、本件取引は勧誘方法、文言、販売価格とともに社会的相当性を欠くとして、原告の請求を全部認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
146	平成22年9月6日 宇都宮地裁栃木支部 平20(ワ)167号	不当利得返還等請求事件	◆被告会社との間で投資に関する契約を締結した原告が、契約の不成立、特商法違反、消費者契約法違反、不法行為などを主張して、不当利得の返還または不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆出資金の3割が運用に充てられるに過ぎず、日経225取引からFX取引で運用するようになっていたなど、およそ日経225取引及び上場株式売買への投資を行うという実体を有しない匿名組合への投資を、被告会社が組織的に勧誘し金員を受け入れる行為は、詐欺行為として違法性を有する。また、当該投資勧誘行為を主導していた被告会社の代表者も不法行為責任を負い、被告会社とその代表者は共同不法行為責任を負うとした事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外 4条2項：外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
147	平成22年8月30日 東京地裁 平21(ワ)40358号	損害賠償請求事件	◆被告会社からパチンコの攻略情報を購入した原告が、被告会社が一連の勧誘行為において、断定的判断を提供し、虚偽の情報を提示したなどと主張して、被告会社らに対して、不法行為又は不当利得に基づき、損害の賠償又は不当利得の返還として、原告の被った財産的損害、精神的損害及び弁護士費用の支払を求めた事案	◆被告会社は実効性の認められないシステムに基づく本件攻略情報を購入するよう勧誘し、本件攻略情報が有効である旨原告を誤信させて原告から金員の交付を受けたもので、本件契約について消費者契約法上の取消事由となるだけでなく詐欺行為として不法行為に該当するとし、被告会社と代表取締役である被告Y1については共同不法行為が成立するとし、被告Y1と取締役である被告Y2とともに会社法429条1項による取締役の責任を負うとする一方、慰謝料請求には理由がないとして、原告の請求を一部認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外	本件契約について消費者契約法上の取消事由となることは認めたものの、詐欺行為として不法行為に該当するとして、不法行為に基づく損害賠償のみを認めた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
148	平成22年 5月28日 東京地裁 平21 (L)324号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、控訴人との間でパチンコの攻略情報の売買契約を締結したが、同契約は、断定的判断の提供によるものであり、この攻略情報を用いれば確実に利益を得ることができると誤認して締結したものであり、消費者契約法4条1項2号に基づいて取り消した。錯誤による無効である。上記のような勧誘行為は詐欺行為であるから取り消したなどと主張して不当利得の返還を請求したところ、原審が請求を認容したことから、控訴人が控訴した事案	◆控訴人による勧誘は、被控訴人に対して断定的判断を提供したものであるから、錯誤無効、詐欺取消の成否について検討するまでもなく、被控訴人は控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づいて本件契約の売買代金相当額および遅延損害金の支払いを求めることができるとして、控訴を棄却した事例	4条1項2号：肯 7条1項：否	消費者契約法4条1項2号の適用を認め、同法7条1項については、取消事由が存することを認識していたと認めるに足りる確かな証拠はないとして、適用を否定した。
149	平成22年 4月28日 東京地裁 平21 (L)704号	損害賠償請求控訴事件	◆第一審被告会社からパチンコ攻略情報を購入した第一審原告が、同情報を購入したのは、第一審被告会社の従業員が「確実に当たりが出る手順がある」などと虚偽の情報を断定的に提供したことにより、確実に当たる手順があると誤信したためであるなどと主張して、第一審被告会社及びその代表取締役である第一審被告Y1に対し、詐欺の共同不法行為に基づく損害賠償請求の支払などを求めた事案	◆第一審被告会社の原告に対する本件有料攻略法の販売及びその勧誘は不法行為を構成し、第一審被告Y1との共同不法行為の成立を認めて、請求を一部認容し、原判決を変更した事例	4条1項2号：外	パチンコ攻略情報の提供会社との間の紛争において「確実に当たりが出る。仮に効果がなかった場合には、入会金は返金する。」という台詞について断定的判断の提供に該当すると原告主張がなされたが、事実関係から消費者契約法には特段言及せず不法行為を認定した。
150	平成22年 3月30日 大阪地裁 平19 (7)8574号	売買代金請求事件、損害賠償請求反訴事件、損害賠償請求事件	◆仕組債の販売に際して説明が不十分でなかったとして反訴原告が反訴被告に対して不法行為等に基づく損害賠償請求をした事案	◆本件仕組債(FXリターン債)は、為替相場の変動によって、比較的短期間のうちに高い利回りを得る可能性が存する一方で、途中解約できないため最長30年間拘束され、これを回避するために途中売却しても大幅に元本を毀損するリスクが存するものであるとした事例 ◆原告がREITや外国株を投資対象とする投資信託に投資してきた投資経験などに照らすと、本件仕組債の勧誘行為が適合性の原則から著しく逸脱するとはいえないが、本件説明資料や説明の方法・程度では、原告に本件仕組債のリスクを理解させるには不十分であり、本件担当者は説明義務違反による不法行為を負うとした事例 ◆原告は本件仕組債のリスクを認識せず、本件担当者の誤導的な言辞により、元本毀損リスクなしに年15パーセントの利回りを期待できると誤信したと認められ、この誤信は単なる内心の動機に止まらず本件仕組債購入の意思表示の内容になっておりと認められるから、民法95条の要素の錯誤に当たるとした事例	4条1項1ないし2号：外	反訴被告の反訴原告に対する仕組債の勧誘行為に対する不法行為に基づく請求が認容され、消費者契約法に基づく契約の取消は判断されなかった。
151	平成22年 3月26日 奈良地裁 平20 (7)1084号	不当利得返還等請求事件	◆原告は、被告の会員になればこれまでの株式取引で損した500万円、被告の会費も含めると700万円を取り戻すことができると勧誘されて、本件投資顧問契約の締結をした事案	◆700万円の利益を上げることができるというのは、本件契約の目的たる被告の提供する役務の内容にかかわることで、不確実な株式取引の結果につき断定的判断を提供するものであるから、消費者契約法4条1項2号に該当するとした事例	4条1項2号：肯	700万円の利益をあげることができるとの発言が役務の内容に係る断定的判断の提供に該当すると判断した。
152	平成22年 1月27日 東京地裁 平21 (L)669号	不当利得返還等請求控訴事件	◆消費者である原告が、事業としてパチンコ攻略情報を販売している被告に対し、被告との間でパチンコ攻略情報を購入する契約を締結したのは、被告からその勧誘に際して消費者契約法4条1項2号所定の「断定的判断」の提供を受けたためであるから、前記契約を取り消したとして、同契約に基づいてY1に支払った代金相当額の返還を求めた事案	◆被告は、本件契約の締結について勧誘するに際し、本件契約の目的となるものに関し、将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供したものであり、原告は、その断定的判断の内容が確実であると誤認して本件契約を締結したと認められるとして、請求を認めた事例	4条1項2号：肯	パチンコ攻略情報の情報提供について「100%簡単な手順で稼ぐことができる」等の事項の告知が断定的判断の提供に当たるとされた。
153	平成22年 1月25日 東京地裁 平20 (7)37735号	不当利得返還等請求事件	◆投資信託を購入した原告らが、これを販売した証券会社である被告に対し、当該投資信託を購入するに際し、被告の従業員による断定的判断の提供等があったとして、消費者契約法4条1項2号に基づく取消を前提とする売買代金の不当利得返還、又は金融商品の販売等に関する法律5条、忠実義務等の不履行若しくは使用者責任の不法行為に基づく損害賠償を求め、さらに、当該投資信託の購入後にも被告の従業員による断定的判断の提供等がされ、当該投資信託を売却する機会を逸したとして、忠実義務等の不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆当該投資信託の購入に際し、消費者契約法4条1項2号に規定する断定的判断の提供があったと認めることはできず、損害賠償の発生原因となるような説明義務違反や断定的判断の提供等があったと認めることができず、また、当該投資信託購入後も、債務不履行又は不法行為を構成するべきほどの違法性を有する助言義務違反があったとは認められないとし、請求を棄却した事例	4条1項2号：否	投信の販売に際しての値上がり等に関する説明について、投資者の投資経験、販売員の行動に関する経験則等からして断定的判断の提供には当たらないとした。
154	平成22年 1月20日 京都地裁 平20 (7)1582号	損害賠償請求事件	◆原告が投資顧問業者である被告に対して、断定的判断の提供、適合性原則違反等の不法行為があったとして損害賠償金の請求をした事案	◆原告の請求を全部認容した事例	4条1項2号：外	投資者の主目的請求である不法行為に基づく損害賠償請求を認めたため、消費者契約法に関する請求については判断しなかった。但し、確かな根拠により利益が得られる可能性が高いと誤信させたこと等は認定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
155	平成21年12月9日 東京地裁 平21(ワ)21371号	代金返還請求事件	◆一般消費者である原告が、パチンコ攻略情報を販売する株式会社である被告との間で、パチンコ攻略情報を有料で提供する旨の契約を締結し、原告は合計430万円を支払ったが、被告から提供された情報はまったく効果がなく、原告は利益を一切上げられなかった、また、原告は被告提供の情報をもとに軍資金20万円を支出して遊戯を行い、軍資金相当の損害を被ったなどとして、本件契約の取消しや不法行為に基づき、被告に対し、450万円の支払を求めた事案	◆消費者契約法4条1項2号により本件契約を取り消すことができ、また、被告の勧誘行為は不法行為にも該当するなどとして、原告の請求を全て認容した事例	4条1項2号：肯	「攻略法を使うので、10回やれば10回勝てる」、「Sプランにすると、Aプランでミスをしていた可能性のあったものが解消されるから、必ず勝てる。」という発言がなされて契約に至ったことを認定し、断定的判断の提供により誤信して契約したとして消費者契約法4条1項2号の適用を認めた。
156	平成21年12月9日 札幌地裁 平21(ワ)2190号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社に対し、被告会社が上場を予定していないにもかかわらず上場しているかのような態度で被告会社株式の購入を勧誘したことが不法行為に該当するとして、株式代金名下に原告が被告に送金した資金について損害賠償請求をした事案	◆被告の勧誘行為は、投資を勧誘するにあたって断定的・欺瞞的な勧誘や、不実の事実を告げての勧誘をしてはならないという一般的な注意義務に違反するものであって、原告に対する不法行為を構成するとして請求を認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外	被告の勧誘行為について断定的な勧誘や不実の事実を告げての勧誘をしてはならないという注意義務に反するものとして不法行為により請求を認め、消費者契約法の解釈については判断を行わなかった。
157	平成21年9月24日 東京地裁 平21(ワ)16185号	不当利得返還等請求事件	◆被告とパチンコ等攻略情報を購入する各契約を締結し、前後7回にわたり金員を支払った原告が、消費者契約法4条1項2号により同契約を取り消したとして、不当利得に基づき既払金の返還を請求した事案	◆本件各契約は消費者契約法上の消費者契約に該当し、各消費者契約の締結についての勧誘に際し、被告従業員らがそれぞれ一連の断定的判断を提供し、原告においてその旨誤信しながら本件各契約を順次締結していったと認められるのであるから、本件各契約は消費者契約法4条1項2号により取り消すことができるとして、請求を認容した事例	4条1項2号：肯	取消しを原因とする不当利得返還請求は、信義則により合理的な範囲に限定されるべきである可能性を示唆した。
158	平成21年8月28日 東京地裁 平20(ワ)21497号	損害賠償等請求事件	◆被告a社との間でロコ・ロンドン貴金属取引の委託契約を締結していた原告が、本件契約は、当時被告a社の従業員であったAが原告に「確実に利益が上げられる」等の断定的判断の提供を伴う勧誘を伴い、これにより締結されたものである等として、被告a社及び被告a社から本件契約にかかる契約上の地位を譲り受けた被告b社に対し、共同不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆Aが原告に対し断定的判断の提供を伴う勧誘をして本件契約を締結させた行為は、不法行為と認められ、被告らは、これによる原告の損害について、民法715条1項及び719条1項の準用により共同不法行為責任を負うものと解するのが相当であるとして、原告の請求を一部認容した事例	4条1項2号：外	不法行為による損害賠償請求を認容し、消費者契約法については判断しなかった。
159	平成21年8月4日 東京地裁 平20(ワ)2400号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告らに対し、被告会社の代表取締役である被告Y1の詐欺行為によって被告会社に出資をさせられたなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆被告Y1が、原告に対し、真実は出資金を返還する意思がないのにその意思がある旨の虚偽の事実を告げ、原告をしてその旨誤信させ、これにより、被告会社に出資させたことを認め、これが不法行為に該当し、また、被告会社の職務に関する行為に該当するとして、被告Y1につき不法行為及び被告会社につき会社法350条に基づく損害賠償責任を認めて、請求を一部認容した事例	4条1項2号：外	被告Y1について不法行為、被告会社について会社法350条による責任を認め、消費者契約法については判断しなかった。
160	平成21年7月16日 東京地裁 平20(ワ)3962号	貸金等請求事件	◆本件は、貸金業の登録業者である原告(反訴被告)が、被告(反訴原告)との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、被告から受領した各弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超過する部分を元本及び制限利率による利息に充当した後の残元本及び遅延損害金の支払を求めた(本訴請求)のに対し、被告は、本件契約の取消又は無効を主張して原告の請求を争うとともに、原告の架空請求により精神的苦痛等の損害を被ったとして、原告に対し、不法行為に基づき、慰謝料及び司法書士費用並びに損害金の賠償を求めた(反訴請求)事案	◆被告の抗弁にはいずれも理由がなく、反訴請求についても、原告の請求が不法行為に当たるものではないとして、原告の請求を認容し、被告の反訴請求を棄却した事例	4条1項1号：否 4条1項2号：否	消費者契約法4条1項1号及び2号のいずれについても、不実告知又は断定的判断の提供と契約の締結との間に因果関係が認められないとされた。
161	平成21年5月28日 名古屋地裁 平21(ワ)1126号	損害賠償等請求事件	◆訴外Aは被告会社の業務として、未公開株式が上場予定であるなどと虚言を弄して客観的な価値を大きく上回る価格で原告に売却したから、被告会社は民法709条、715条により不法行為責任を負うとして、損害賠償請求を求め、被告Y1は被告会社の代表取締役として訴外Aら従業員に指揮命令して詐欺商法を行わせていたとして、平成17年法律87号による改正前の商法266条の3第1項に基づく損害賠償を求めた事案	◆訴外Aは被告会社の従業員でその業務を執行するについて原告から金銭を詐取したから、被告会社は民法715条により損害賠償責任を負い、詐取行為は代表取締役である被告Y1の指揮命令に基づくものであったから、被告Y1には取締役の職務の執行につき悪意、重過失があり、被告Y1は平成17年法律87号による改正前の商法266条の3により同額の損害賠償責任を負うとして、原告の請求を認容した事例	4条1項1号、2号：外	不法行為が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
162	平成21年 5月25日 東京地裁 平20 (ワ)27036号	損害賠償請求事件	◆被告甲からパチンコの攻略情報を購入した原告が、被告甲に対し、消費者契約法4条違反により売買契約を取り消したとして売買代金の返還を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償を求め、また、本件攻略情報に関する記事を発行する雑誌に掲載した被告乙に対しても、同様の請求をした事案	◆被告甲から購入したパチンコの攻略情報は、被告甲が一般には知られていない特別な情報を有している、それにより確実に利益を得られると思わせる内容になっており、本来予測することのできないパチンコで獲得できる出球の数について断定的判断を提供したものと解され、消費者契約法4条1項2号所定の断定的判断を提供したと判断し、被告甲に対する請求を認容したが、不法行為は否定し、また、被告乙と雑誌の購入者との間で直接雑誌の売買契約が成立しているわけではなく、被告乙が掲載内容を保証する契約が成立したということもできないとして被告乙に対する消費者契約法に基づく請求を棄却した事例	4条1項2号：肯	パチンコの攻略情報は、将来における変動が不確実な事項に関するものであり、被告甲は、パチンコで獲得できる出球の数について断定的判断を提供したとして、取消を認めた。なお、被告乙については、原告との間に契約が成立していないとして、消費者契約法に基づく請求には理由がないとした。
163	平成21年 4月24日 名古屋地裁 平20 (ワ)5407号	損害賠償等請求事件	◆被告会社の広告等を見てパチンコ攻略情報の提供契約を申し込み、代金を支払った原告が、被告会社及びその代表取締役である被告Y1に対し、被告会社の行為が詐欺行為であるとして、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案	◆パチンコの遊技において、いわば必勝法と評価し得るパチンコ攻略法は存在しないというべきであると判断した上で、被告会社のパチンコ攻略法情報提供行為は不法行為上としての違法性を有するとして、また、被告Y1は、被告会社の代表取締役として法令遵守義務を負う立場にありながら、被告会社の事業を積極的に推進していること等から、不法行為責任を負うとして、被告らの共同不法行為を認定し、原告の請求の一部を認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外	不法行為が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
164	平成21年 3月25日 東京地裁 平20 (ワ)19866号	損害賠償等請求事件	◆被告F社及び分離前の相被告会社らの事業者と取引をした原告らが、被告F社に対し、当該取引は、特定商取引法の業務提供誘引販売に該当することから、当該取引を解除又は取り消したとして、あるいは、消費者契約法に基づき取り消したとして、既に支払った金員等を不当利得の返還請求等し、被告I、被告F、及び被告Kに対し、当該取引に際しての事業者らの従業員による説明は特定商取引法に違反しており不法行為に該当するとして不法行為に基づき、被告F社に対し、会社法350条に基づき、各々損害賠償請求し、被告I及び被告Fに対し、会社法429条1項に基づき、損害賠償請求をした事案	◆原告らの被告F社に対する不当利得の返還請求等、被告I及び被告Fに対する会社法429条1項の損害賠償請求については認容したが、被告Kに対する請求は、被告Kが実質的経営者であるとは認められないとして請求を棄却した事例	4条1項1号、2号：肯	研修終了後に紹介する仕事の報酬という重要事項について、不実告知と断定的判断の提供を認定して、取消を認めた。
165	平成21年 3月24日 東京地裁 平20 (ワ)16106号	損害賠償請求事件	◆貴金属現物取引を取り扱う会社の従業員である被告らから、断定的な言辞を用いてロンドン渡しの貴金属現物取引(ロコロンドン取引)を勧誘された原告が、不法行為に基づき資金を支出させられたとして被告らに対し損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の請求を認容した事例	4条1項1号、2号、2項：外	訴外会社について、消費者契約法違反の主張がなされたが、訴外会社の役員職員である被告らとの関係では、不法行為のみ主張がなされ、不法行為が認められた。
166	平成21年 3月11日 東京地裁 平19 (ワ)13414号	損害賠償請求事件	◆被告との間で「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する先物取引を行った原告が、被告に対し、同取引について、被告による断定的判断の提供、投機性の説明の欠如(不利益事実の不告知)、適合性原則違反、公序良俗違反等があったなどと主張し、消費者契約法4条に基づく売買委託契約の取消し及び不法行為又は債務不履行を理由に、預託金の返還、弁護士費用及び慰謝料の支払を求めた事案	◆同取引には、消費者契約法4条所定の取消事由は認められないものの、説明義務違反及び一任売買の違法があるなどとして、被告に不法行為責任を認めたと上で、5割の過失相殺をし、原告の請求を一部認容した事例	4条1項2号、2項：否	重要事項説明書を交付していたことなどから、断定的判断の提供や不利益事実の不告知を認定しなかったが、説明義務違反に基づく不法行為を肯定した。
167	平成20年12月22日 東京地裁 平19 (ワ)26208号	不当利得返還請求事件	◆主婦である原告が、被告証券会社から勧誘を受けて未公開株式を購入したところ、被告には勧誘に当たり説明義務違反等があったとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告は証券販売を業とする会社であり、一般の顧客に対して未公開株式当を販売する場合には、その危険性等を説明する義務があるとした上で、被告の販売担当者は原告に対し、株式等の販売の勧誘を行った際に、具体的な上場時期が決まっていないにもかかわらず、具体的な上場予定があり株式の値上がり確実であると誤解させる説明をしていたものと認められ、かかる行為は説明義務違反として不法行為を構成するとして、請求を一部認容した事例	4条1項1号、2号：外 4条2項：外	不法行為に基づく損害賠償を認めたとため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
168	平成20年 6月24日 東京地裁 平19 (ワ)775号	損害賠償請求事件、詐害行為取消等請求事件	◆被告会社から未公開株式を購入した原告らが、販売の際の説明に虚偽があった等として、被告会社ら及びその従業員に対して損害賠償を請求するとともに、被告従業員の1人がその唯一の資産である自らの不動産共有持分全部につき、元妻に財産分与した点について、詐害行為として取消しを求めるなどした事案	◆被告会社ら及び従業員らが、未公開株式に上場の予定があり上場された場合には値上がりする旨の虚偽の事実を告げて当該株式を高額で売却したことは不法行為に該当し、また、元妻への持分の移転は財産分与に仮託した財産処分当たり詐害行為となるなどとして、損害賠償請求の一部及び詐害行為取消請求が認容された事例	4条1項2号：否	未公開株式を購入した原告が、購入時に、被告より、近い将来公開が確実であり、そうならば必ず値上がりするなど虚偽の事実を告げられて購入するに至ったとして消費者契約法4条1項2号に該当する情報が提供されたことと主張したところ、証拠上、上場後の株価については何ら記載がないなど、断定的判断の提供はないため、当該主張は採用できないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
169	平成20年 3月28日 東京地裁 平17 (ワ)13818号	損害賠償等 請求事件	◆統合失調症の原告が、被告との商品先物取引により預託金を失ったため、不法行為または消費者契約法4条1項2号、2項に基づく取消等を主張して当該金員相当額の支払または不当利得返還を求めた事案	◆不法行為に基づく請求を認め、請求全額を認容した事例	4条1項2号： 外 2項：外	統合失調症の原告から、商品先物取引に際して、失った預託金について、不法行為に基づく請求のほか、「イラク戦争になったら金が急騰する」「初心者には必ず利益を出す」といった発言について断定的判断の提供に当たるとして消費者契約法4条1項2号に基づく取消が主張されたところ、不法行為に基づく主位的請求が認められ、消費者契約法に関しては判断がなされなかった。
170	平成20年 2月25日 東京地裁 平18 (ワ)1336号	委託金返還 請求事件、 反訴請求事 件	◆被告との間で商品先物取引委託取引を行っていた原告が、被告の勧誘に適合性原則違反・偽計勧誘・断定的判断の提供・説明義務違反等の違法があるとして不法行為による損害賠償を、消費者契約法ないし詐欺に基づく取消しによる不当利得返還請求等を選択的に請求したのに対し、被告が原告に対し、商品先物取引委託契約に基づき原告が負担するに至った差損金を反訴により請求した事案	◆取引における被告従業員の行為に違法があるとまではいえないし、取消事由も認められないとして本訴請求を棄却し、被告の差損金請求が信義則に反するものではないとして反訴請求を認容した事例	4条1項2号： 否 4条2項：否	商品先物取引により損害を蒙った原告が業者に対し、確実に利益が上がる旨の言辭を行ったこと、状況により売買から離脱できないことがあること等を告げなかったとして消費者契約法4条1項2号、4条2項による取消を主張したが、当該取消が認められなかった。
171	平成20年 1月25日 札幌高裁 平19 (ホ)192号	損害賠償・立 替金請求控 訴事件	◆金の先物取引について、事業者である被控訴人会社の外交員が、消費者である控訴人に断定的判断を提供し、また、新規委託者保護義務に違反して勧誘したことにより損害を被ったとして、控訴人が被控訴人会社に損害賠償を請求したのに対し、原判決がこれを棄却したことから、控訴人が、消費者契約法に基づき本件取引を取り消す旨主張し不当利得に基づく委託証拠金の返還請求を追加し、控訴した事案	◆外交員が断定的判断を提供した事実はないとしたが、外交員らが本件取引の勧誘の際、東京市場における金の価格が下落するおそれがあったことなど、控訴人にとって「不利益となる事実」を故意に告げていなかったことから、消費者契約法4条2項による取消しを認め、追加請求につき一部認容し、原判決を取り消した事例	4条1項2号： 否 4条2項：肯	金の相場は、本件取引の「目的となるものの質」(消費者契約法4条4項1号)であり、かつ、「締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべきもの」(同上柱書)であるから、「重要事項」に当たるとした。 (主位的請求が不当利得返還請求であったため、弁護士費用の請求は認められなかった。)
172	平成20年 1月21日 東京地裁 平18 (ワ)4665号	損害賠償請 求事件	◆被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる違法行為があり、不実の告知や不利益事実の不告知がされたことと主張して、債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法4条に基づく不当利得を請求した事案	◆原告主張の適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、強引な勧誘、新規委託者保護義務違反、一任取引、仕切拒否・回避はいずれも認められず、特定売買比率・手数料化率についても違法な特定売買とはいえ、利益が得られる旨の言辭も単なるセールストークの範疇にとどまるものであって違法とはいえないとして、原告の請求が棄却された事例	4条1項1号、 2号：否 4条2項：否 4条3項1号、 2号：否	「今年から来年にかけてイラクとアメリカの間で検査の問題で戦争が起こりそうです。そうなれば原油や石油製品が暴騰して大きな利益が取れますので、灯油買っていきませんか。」と言ったことが、消費者契約法4条1項1号の不実告知に当たると主張した。その他、適合性原則違反等、原告の主張はすべて排斥された。
173	平成20年 1月16日 名古屋地裁 平18 (ワ)1781号	求償金等請 求事件	◆訴外会社の代理人である原告補助参加人と被告代理人との間で締結されたソーラーシステム契約の代金を支払うために被告代理人が訴外保険会社と締結した金銭消費貸借契約につき、保証委託業を営む原告が貸金債務の保証委託等をしたとして、被告らに対し、保証委託契約等に基づく金員の支払を求めた事案	◆原被告間の契約書の記載によれば、本件ソーラーシステム契約の売主は訴外会社を前提としているところ、認定事実によれば、被告と訴外会社との間には何ら契約関係はないから、被告は代金債務を負わない上、本件ソーラーシステムは割賦販売法所定の指定商品等に当たり、同法30条の4の適用があるから、被告は代金債務を負わないことを原告に対抗できるとして、請求を棄却した事例	4条1項1号： 外 4条1項2号： 外	被告は、抗弁として消費者契約法4条1項1号及び2号により契約を取り消した旨を主張したが、割賦販売法30条の4の適用があり、被告は代金債務を負わないことを原告に対抗できるため、消費者契約法4条1項1号及び2号については判断されなかった。
174	平成19年12月26日 名古屋地裁 平19 (ワ)701号	損害賠償請 求事件	◆原告は、有価証券の保有、運用及び販売等を業とする被告から、株式を購入したが、購入の際、被告から不実告知及び断定的判断の提供があり、4条1項1号又は2号により本件売買を取消し、購入代金150万円の不当利得返還請求、及び不法行為に基づく損害賠償請求を選択的に主張した事案	◆被告が不実告知を行った事実は認められないが、断定的判断の提供があったことを認め、原告の不当利得返還請求を認容した事例 ◆不法行為に基づく損害賠償請求も認められると判断しながら、過失相殺により損害額の5割についてのみ損害賠償請求が認められるため、不当利得返還請求のほうが認容額が多いので、こちらを認めるべきであるとした事例	4条1項1号： 否 4条1項2号： 肯	「株式会社の縁故株を特別に売る。1株30万円であるが、公募価格は50～60万円となり、上場すれば120万円以上になり、200万円くらいにはなる。」との断定的判断の提供があったと認定された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
175	平成19年4月27日 大阪高裁 平18 (ホ)2971号	預託金返還等請求控訴事件	◆被控訴人会社との間で外国為替証拠金取引をし、被控訴人会社に対して預託金返還請求権を有していた控訴人(消費者)が、被控訴人会社の担当者である被控訴人Yの勧めに従って締結された預託金返還請求権を放棄する旨の和解契約につき、当該和解契約の無効または取消しを主張し、被控訴人会社に対し預託金残額の返還を請求する等の訴訟を提起したところ、原審が請求を棄却したため控訴人が控訴した事案	◆本件和解契約の際に、Yは、被控訴人会社に対する行政処分、倒産、預託金の返還不能といった将来における変動が不確実な事項につき、消費者契約法所定の「断定的判断」を提供したと認められるから、控訴人による被控訴人会社に対する本件和解契約の取消しの意思表示は効力があるというべきであるとして、原判決を一部取り消し、被控訴人会社に対する請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 肯 10条:外	被控訴人会社は、恐らく六か月ぐらいの営業停止になり、そうなると会社がつぶれ、本件預託金はほとんど戻ってこない、戻ってこないお金よりも、財務局の結果が出る前の今なら一〇〇万円は確実に返すことができると述べて、控訴人に対し、控訴人がその場で本件預託金のうち一〇〇万円の支払を受け、残金の返還請求権を放棄する旨を記載した和解合意書に署名しなければ、本件預託金はほとんど戻ってこない旨申し向け、断定的判断を提供したとされた。他方、不法行為の成立は否定した。
176	平成19年1月29日 名古屋地裁 平18 (フ)4452号	損害賠償請求事件	◆パチスロ攻略情報を販売している被告の従業員が断定的判断を提供したことにより、高額な会員登録料・情報料を支払ったと主張する原告が、被告に対し、本件契約の取消しに伴う不当利得の返還を求めるとともに、存在しない情報を売るといふ本件行為は詐欺であるとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件事項の下では、被告は断定的判断を提供していたと認められ、原告は消費者契約法4条1項2号により本件契約を取り消すことができるから、被告は原告が支払った登録料等の返還義務を負い、また、本件攻略情報はまったく虚偽のものであり、被告はそれを知りつつ原告と本件契約を締結したのであるから、本件契約締結行為は不法行為であるとして損害賠償責任も認めた事例	4条1項2号: 肯	パチスロで利益を上げられるかは不確定な事項であるところ、被告は、被告が提供するパチスロの攻略情報に従って遊技することによって、確実に利益を上げることができるとの断定的判断を提供したとして取消を認めた。また、不法行為を認めた上で、不当利得とは請求権競合の関係にあるとした。
177	平成19年1月29日 東京地裁 平18 (フ)11115号	不当利得返還請求事件	◆被告から未公開株式を購入した際に、被告従業員から株式が上場されることにより値上がりすることは間違いないとの断定的判断の提供を受けたとして、消費者契約法4条1項1号及び2号に基づく売買契約の取消しと代金の返還を求めた事案	◆被告従業員から断定的判断の提供がなされ、これにより原告が誤認して契約を締結したと認めることができるとして原告の請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 肯	未上場株の上場が間近であり、上場されれば値上がりすることは間違いない旨を述べたとして、断定的判断の提供を認めた。断定的判断の提供が認められたため、不实告知について判断しなかった。
178	平成17年11月8日 東京地裁 平17 (シ)253号	情報料返還請求控訴事件	◆消費者である控訴人が、事業としてパチンコ攻略情報を販売している被控訴人に対し、同人から「だれにでもできる簡単な手順」「100パーセント絶対に勝てる」等の勧誘を受けたことにより、被控訴人との間でパチンコ攻略情報を購入する契約を締結し合計67万2000円を支払ったが、被控訴人による前記勧誘は消費者契約法(以下「法」という。)4条1項1号及び2号に定める「重要事項に関する不実の告知」及び「断定的判断の提供」に当たるから、控訴人は、同法4条1項本文に基づき前記契約を取り消したと主張して、前記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆パチンコ攻略情報の売買契約に際して売主から「100パーセント絶対に勝てる」等の勧誘を受けた買主がした消費者契約法4条1項2号所定の「断定的判断の提供」を理由とする当該売買契約の取消しについて、契約の取消しを認め、代金の返還請求が認容された事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 肯	パチンコで獲得する出球の数についての断定的判断の提供が認められたため、不实告知について判断しなかった。
179	平成17年10月17日 東京地裁 平16 (フ)639号	損害賠償等請求事件	◆高齢者である原告らが被告との間で行った外国為替証拠金取引は賭博行為であり、被告及びその従業員らの勧誘行為は違法であるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件取引は、あくまで通貨の売買取引であり、賭博行為とはいえず、また、原告は勧誘当時、高齢者であったが、外国為替証拠金取引の経験があること、格別判断能力が劣っていたとは認められないことから、業者の適合性の原則違反、断定的判断の提供が否定され、被告従業員が、本件勧誘にあたり、原告と被告が利益相反関係にあること、および両建の不利益面を説明していないことから、説明義務違反及び違法な両建に基づく不法行為責任が肯定された事例	4条1項1号、 2号、2項:外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
180	平成17年9月16日 東京地裁 平17 (フ)3715号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告会社との間でした外国為替証拠金取引について、同取引が賭博罪に該当し、ないしは関連法規に違反し公序良俗違反であることにより、あるいは原告の意思無能力により、又は錯誤無効であることにより、ないしは詐欺・消費者契約法違反により取り消しうることにより不当利得返還請求権が成立するとして、ないしは被告らに不法行為ないし商法266条の3の責任が成立するとして、被告らに対し、不当利得の返還、不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案	◆統合失調症に罹患している原告に外国為替証拠金取引のような複雑でハイリスク・ハイリターン取引を勧誘し投資させた被告会社の社員には適合性原則に反する不法行為が成立すると判断して、使用者である被告会社及び商法266条の3により同社の役員にも責任があるとして、原告の損害賠償請求をいずれも認容した事例	4条1項2号: 外	適合性原則違反に基づく不法行為を認めたため、消費者契約法について判断しなかった。
181	平成17年7月22日 東京地裁 平16 (フ)14082号	損害賠償請求事件	◆吸収合併前の証券会社の担当従業員の勧めに従いいわゆる日経オプション取引をした原告が、損害を被ったとして、吸収合併後の被告証券会社に対して損害賠償を請求した事案	◆一任売買や過当取引は証拠上見当たらないとしたが、原告における当該取引の適合性、担当従業員の原告に対する本件取引についての説明義務違反があったことを認定し、原告の過失相殺を五割とした上で、請求の一部を認容した事例	4条1項2号: 外	原告は、過失相殺をすべきでない根拠として、消費者契約法4条1項2号を援用したが、同条項の適用を主張しなかったため、適用の有無について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
182	平成17年2月2日 東京地裁 平16(ワ)10689号	損害賠償等請求事件	◆相応の判断能力をもたない人を商品先物取引に勧誘した適合性原則違反の違法が被告委託業者にはあるとされた事案 ◆商品先物取引が投機取引で一般消費者の行う取引としては極めてリスクが高いものであること、原告自身がうつ病や投薬の影響により判断能力が低下していることを自覚していた事案	◆商品先物取引により差損金及び委託手数料の損害を被った原告からの不法行為による損害賠償請求を一部認容した事例 ◆安易に取引を開始した原告にも過失があるとして、過失相殺(三割)を認めた事例	4条1項2号: 否	商品先物取引により損失を蒙った原告からの損害賠償請求において、原告がうつ病に罹患していることに被告は気付くべきであったこと等から適合性違反の不法行為を認めたと、原告が予備的に主張した消費者契約法4条1項2号に基づく断定的判断の提供、説明義務違反の主張については、そのような事実は認められないとして否定した。
183	平成17年1月26日 名古屋地裁 平14(ワ)4110号	帳尻差損金請求、不当利得返還等反訴請求事件	◆商品先物業者である原告が顧客である被告に対し、帳尻差損金等の支払を求めたところ、反訴として、被告が原告に対し、主位的には、原告との取引を消費者契約法4条1項2号及び同条1項1号ないし同条2項により取り消して、不当利得による原状回復請求として、予備的には、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、説明義務違反・情報提供義務違反、追証制度の不実告知、合理的根拠の法理違反の違法行為があるとして、不法行為に基づく損害賠償として、預託した証拠金あるいは損害金等の支払を求めた事案	◆当該取引の受託会社に消費者契約法4条1項2号所定の「断定的判断の提供」があったとして、当該取引に係る委託契約の取消しが認められ、当該取引に係る顧客の受託会社に対する不当利得返還請求が認容された事例	4条1項2号: 肯	商品先物取引における取引業者からの差損請求に対し、委託契約の消費者契約法4条1項2号違反による取消しが主張された事案において、「灯油は必ず下げてくる。」「当たりの宝くじをかうみたいなのですよ。」「銀行に預けておくより、甲野銀行にお金を預けて欲しい。」といった説明が断定的な判断の提供に当たるとして同条項違反を認めた。
184	平成16年11月15日 東京簡裁 平16(少コ)2715号	売買代金返還請求事件	◆原告が、被告との間で締結した業務提供誘引販売契約について被告会社の契約担当者から事前に受けた本件契約の内容に関する勧誘発言が消費者契約法4条1項2号の断定的判断の提供に該当することを理由に本件契約申込みの意思表示を取り消したと主張し、原状回復請求として、原告が被告へ商品を引き渡すのと引き換えに既払の購入代金の支払を求めた事案	◆契約担当者の月2万円は確実に稼げるとの発言は、「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」について、断定的判断を提供した場合に当たり消費者契約法4条1項2号の要件に該当するとして請求が認容された事例	4条1項2号: 肯	内職商法の事案において契約者が取消を主張し、「支払ローン月2万円分は確実に稼げる」という発言が消費者契約法4条1項2号に該当すると主張したところ、当該発言は将来において得るべき収入が不確実な事項につき具体的な金額を示して確実であるとの言い方をしており、断定的判断の提供に当たるとした。
185	平成16年7月30日 大阪高裁 平15(ネ)3519号	不当利得返還等本訴請求、受講料等反訴請求控訴事件	◆被控訴人(一審本訴請求原告)が、控訴人(一審本訴請求被告)Y1との間で締結した本件易学受講契約等の無効を主張して、控訴人Y1及び同Y2に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、控訴人Y1が、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づく受講料等の支払を求めたところ、原審は、本訴請求を認容し、反訴請求は一部認容としたことから、これを不服とした控訴人らが、各控訴した事案	◆本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法4条3項2号による取消し、本件付随契約については同法4条1項2号による取消しはできないが、上記各契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるなどとして、各控訴を棄却した事例	4条1項2号: 否 4条3項2号: 否 11条: 肯	易学受講契約の無効を主張して、受講料等の不当利得返還請求がなされた事案において、ちょっと待ちなさい。貴女は、勉強に来たんでしょ。などの発言を繰り返した事例について消費者契約法4条3項2号違反は認められたものの、授業料を支払い易学の受講もしていたため、取消権は追認により消滅したとし、付随した印鑑等の売買契約については、「あなたもお金が必要でしょう。」といった言辞はなされたが、財産上の利得に関する事項について断定的な判断を提供したと認めることは困難であるとした。
186	平成16年3月29日 東京地裁 平15(ワ)6562号	差損金請求事件(本訴)、損害賠償請求事件(反訴)	◆商品取引所所属の商品取引員である原告が、白金の商品先物取引を行った被告に対し、帳尻差損金等の支払を求めた(本訴)のに対し、被告が、原告に対し、適合性原則違反、断定的判断の提供などの不法行為による損害賠償を求めた(反訴)事案	◆被告が本件のようなハイリスクな先物取引に適合しているとはいえ、原告は、被告が先物取引に適合するか否かについて、満足な調査を行わなかったといわざるを得ない上、原告の従業員に商品先物取引の危険性について十分な説明を怠った過失があるとして、不法行為の成立を認め、被告の請求を認容する一方、原告が差損金の請求をすることは、信義則に反し許されないと、原告の請求を棄却した事例	4条1項2号: 外	先物取引により損害を蒙った被告が、原告からの差損金請求に対して、先物取引契約は消費者契約法4条1項2号に違反する等と主張した事案において、業者による勧誘自体が適合性違反等の不法行為に当たるとして、差損金請求を信義則により退け、消費者契約法に関する判断はしなかった。
187	平成15年10月24日 神戸地裁尼崎支部 平13(ワ)874号	不当利得返還等本訴請求事件、受講料等反訴請求事件	◆原告が、原告が被告Y1との間で締結した本件易学受講契約及びこれに付随する本件付随契約等の無効を主張して、被告Y1及び同Y2に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、被告Y1が、原告に対し、本件易学受講契約に基づく受講料、改名・ペンネーム代、テキスト・数珠・袷袋・水晶・衣類・健康食品などの売買代金、印鑑代を立て替えたことによる求償金の支払等を求めた事案	◆本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法4条3項2号による取消し、本件付随契約については同法4条1項2号による取消しがそれぞれ認められるなどとして、本訴請求を認容したのに対して、反訴請求については、健康食品等の売買代金の支払請求のみを認めた事例	4条3項2号: 肯 4条1項2号: 肯	「ちょっと待ちなさい。貴女は、勉強に来たんでしょ。」等の言動が消費者契約法4条3項2号に該当し、「名前を変えたら貴女の運勢は良くなる。」「夫が亡くなったのも貴女のせいだ。この名前をせいで。」「絶対今の運勢より良くなるから。」等の言動が同法4条1項2号に該当すると判断された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
188	平成15年9月19日 横浜地裁 平14 (ワ)1669号	債務不存在 確認等請求 事件	◆被告においてレーザー治療を受けた原告が、錯誤無効、説明義務違反に基づく解除、又は消費者契約法4条1項2号若しくは4条2項による取消を理由として、報酬債務の不存在確認、及び債務不履行、又は不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案	◆前額部等の肝斑というシミの治療で形成外科等を専門とする医院でレーザー治療を受けた女性が、前額部左側が色素脱出、右側が炎症性色素沈着の状態になった場合に、診療契約は要素の錯誤により無効であるとして診療代金を支払う義務はないとし、医師には説明義務違反があるとして損害賠償請求が認容された事例	4条1項2号: 外 4条2項:外	本件診療契約については、錯誤無効を認め、債務不存在確認を認容した上、損害賠償請求も認めた。
189	平成14年2月20日 福岡高裁 平13 (ホ)265号	損害賠償請求 控訴事件	◆承継前被告住宅・都市整備公団(以下「公団」という。)が建設、分譲した本件マンションの区分所有者である甲事件原告ら及び乙事件原告ら(以下「原告ら」という。)が、公団が本件マンションの売れ残った部分を平均約二二・五パーセント値下げ販売したことについて、(一)公団が原告らに対して当初設定した分譲価格に関して、適正な分譲価格を決定すべき義務の違反、(二)公団の値下げ販売が原告ら所有の区分所有建物の資産価値を減少させたという不法行為、(三)売買契約当事者として信義則上負担する契約終了後における目的物の価値減少防止義務の違反、(四)原告らと公団の間に締結された本件マンションの売買契約の暴利行為による一部無効に基づく不当利得、(五)公団の原告らの一部に対する言辞の不法行為該当性をそれぞれ主張し、公団の権利義務を承継した被告に対し、別紙「損害一覧表(甲事件)」、「損害一覧表(乙事件)」の各請求金額欄記載の各金員及びこれに対する各訴状送達の日翌日からの遅延損害金の支払を求めた事案	◆住宅・都市整備公団が経済情勢の変動等に応じて売れ残り住宅を値下げして販売しても、同公団は、既に住宅を購入していた者に対し、不法行為等により損害を賠償すべき責任がないとされた事例	4条1項2号: 否	公団と購入希望者との間には値下げ販売しないという信頼関係が形成されており、購入希望者が当該物件の値引き交渉をした際に公団職員が値引き販売はしない旨発言したことは、消費者契約法に定める断定的判断の提供に該当するともいえるので、本件値下げ販売行為は不法行為を構成する旨が主張されたが、排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
190	平成23年3月29日 東京地裁 平21(ワ)35507号	請負代金請求事件	◆被告から新築リゾートマンションの居室のオプション内装工事を請け負った原告が、被告に対し、請負契約に基づき、請負代金と追加工事代金の合計金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆追加工事は本件請負契約に含まれており別途追加工事代金は発生しないとの被告の主張を斥けて、原被告間で別途追加工事代金額を合意していたと認定するとともに、本件請負契約の錯誤無効、追加工事に関する契約の消費者契約法4条2項による取消し、本件マンションの瑕疵に係る情報提供義務違反の債務不履行、瑕疵により本件マンションの転売価格を低下させるなどした旨の不法行為をいう被告の各抗弁を排斥し、原告の請求を認容した事例	4条2項:否	原告は、被告に対し、本件追加工事の見積書を提示するなどしており、不利益となる事実を告げなかったとはいえないし、原告が被告に対し、「故意に」事実を告げなかったとも認められないとして、適用を否定した。
191	平成23年3月4日 大阪地裁 平20(ワ)15684号	不当利得金返還請求事件	◆被告との間で梵鐘製作を目的とする請負契約を締結し、代金の一部を支払った契約当時91歳の高齢者である原告が、当該契約の効力を争って不当利得の返還等を求めた事案	◆本件では、本件請負契約締結前に原告が支払った2億円の名目につき、本件請負契約書で初めて単なる契約金ないし前金ではなく中途解約時の解約金ないし違約金であることが明らかにされているところ、被告の担当者がこれを告げた事実は認められないから、同担当者は、原告から前払いされた金員が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより原告を誤信させ、本件請負契約の締結に至らせたとして、本件請負契約につき消費者契約法4条2項の重要事実に係る不利益事実の不告知があると認め、同契約を取り消して原告の請求をほぼ認めた事例	4条2項:肯	原告から前払いされた2億円が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより、原告にそのことを誤信させ、本件請負契約書に署名押印をさせ、本件請負契約の締結に至らせたものであるから、本件請負契約については消費者契約法4条2項の取消事由(重要事項に係る不利益事実の不告知)があるとした。
192	平成23年1月28日 東京地裁 平21(ワ)15708号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らの従業員から勧められた仕組債を購入したところ、仕組債の発行者及び保証会社が経営破綻したことについて、被告らに対し、錯誤無効及び消費者契約法による取消しを理由とする不当利得の返還や、適合性原則違反及び説明義務違反を理由とする損害賠償などを求めた事案	◆金融商品販売業者は、信用リスクが現実化することが相当高度の蓋然性をもって見込まれることを認識していたなどの特段の事情がない限り、信用リスクが現実化する可能性や評価根拠事実まで説明する義務を負わないとした上で、原告が説明義務違反と主張する事実は、いずれも説明義務がないか、現に説明がされているとし、また、原告の投資歴や資産等からすれば、適合性原則違反も認められないなどとして、原告の請求を棄却した事例	4条1項:否 4条2項:否	原告が告知すべきであると主張する事実の一部については被告に説明する義務はないとした。その他の事実については、説明がなされたと認定した。不実告知・断定的判断の提供については認められないとした。
193	平成23年1月28日 東京地裁 平20(ワ)33502号	不当利得返還等請求事件	◆原告が、被告との間で商品先物取引委託契約を締結し、取引を委託していたところ、主目的に、被告従業員が個別取引の際に原告に不利益事実を告知しなかったことから、消費者契約法に基づき、被告との間の取引の一部を取り消したとして、不当利得の返還を求め、予備的に、同従業員による勧誘が違法なものであったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆金の商品先物取引の委託契約において、将来における金の価格は消費者契約法4条2項本文にいう「重要事項」に当たらないとして、主目的請求を棄却し、同従業員の勧誘には、過当売買、説明義務違反、仕切拒否等の違法はないとして、予備的請求も棄却した事例	4条2項:否	金の商品先物取引の委託契約において、将来における金の価格は「重要事項」に当たらないとして適用を否定した。(最高裁判例引用)
194	平成22年12月27日 東京地裁 平21(ワ)9165号	不当利得返還等事件	◆自動車学校である原告会社とその代表取締役であった原告X1が、被告証券会社の従業員から、外国債(ノックイン債、ランド債、ユーロ債)購入の勧誘を受け、損失を被ったことから、被告証券会社従業員の説明義務違反、詐欺、不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知などを理由に被告証券会社に対して損害賠償の支払等を求めた事案	◆原告らの主張をいずれも排斥し、原告らの請求を棄却した事例	4条1項1号:否 4条1項2号:否 4条2項:否	不利益事実の不告知があったと認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
195	平成22年12月16日 東京地裁 平20(ワ)27893号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社から複数の金融商品を購入したところ、これらの取引は適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法な勧誘行為に基づくものであるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆本件各商品を原告らに販売した行為は、リスクが高い商品特性においても、過大な投資規模・価額においても、原告らの知識、経験及び財産の状況等の実情に照らして明らかに過大な危険を伴い原告らの保護に欠ける取引であり、また、被告の従業員らにおいて本件各商品の仕組みや危険性について具体的に理解できる程度の説明を行ったものとは認められないなどとして、原告らの請求を一部認容した事例(過失相殺3割)	4条1項1号:否 4条1項2号:否 4条2項:否	不利益事実の不告知があったと認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
196	平成22年11月30日 東京地裁 平21(ワ)46968号	購入代金返還請求事件	◆被告らからタイ国内のリゾート施設の利用権を購入する契約を締結した原告らが、特定商取引に関する法律に基づく同契約の解除等を主張して、被告らに対し、支払済みの代金相当額の返還を求めた事案	◆クーリングオフ期間の起算点が申込書面の受領時となる場合であっても、クーリングオフに係る事項の記載がある契約書面の受領が前提となるべきところ、被告R社主張の契約書には当該事項の記載がなく、同社との契約に関して上記事項の記載された契約書面の交付事実は認められず、また、上記利用権の対象物件は同法所定の「権利の種類」に該当し、同物件の明細書は法定書面であるが、被告H社によるその交付を認めるに足りる証拠はないから、被告らが主張するクーリングオフ期間の経過は認められないとして、原告らの請求を認容した事例	4条1項1号:外 4条1項2号:外 4条2項:外	特定商取引法による解除を認めたため、消費者契約法について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
197	平成22年11月9日 東京地裁 平21(ワ)4449号	損害賠償等請求事件	◆マンションの管理組合である原告が、管理組合発足前に共用部分につき締結された電気受給契約が過大であったとして、マンション販売会社や従前の管理会社らに適正な契約電力等の説明義務違反や契約上の地位譲渡に関する契約義務違反を理由とする損害賠償請求をするとともに、電力会社に契約の取消し等による電気料金の不当利得返還を求めた事案	◆管理組合である原告は消費者契約法の「消費者」ではないとした上、新規物件の契約電力設定として、契約が過大であったとはいえないし、従前の管理委託業務を行っていた管理会社に新契約の電気料金が適切となるように助言すべき注意義務があるともいえないなどとして、請求を棄却した事例	2条:否 4条2項:外 9条1号:外 10条:外	マンション管理組合は「消費者」に該当しないと認め、消費者契約法の適用を否定した。
198	平成22年10月28日 東京地裁 平21(ワ)32488号	貸金請求事件	◆原告が、原告の訴外A社に対する貸付金につき連帯保証した被告に対して、貸付残元金の支払を求めるとともに、被告が原告に対して本件貸付にかかる一切の債務を担保するために本件株式に質権を設定したところ被告が本件質権設定契約の締結を否認していることからその質権を有することの確認を求めた事案	◆被告の錯誤無効、消費者契約法違反等の抗弁を排斥し、原告の請求を全部認めた事例	2条:否 4条1項1号:外 4条2項:外	企業経営者が保証を行う場合は、「消費者」に該当しないと認められた。
199	平成22年10月12日 さいたま地裁 平21(ワ)3720号	損害賠償等請求事件	◆被告Y1からイラクディナールの投資に関する取引の勧誘を受け、被告Y1の説明により、1000万イラクディナールが500万円の価値であり、近いうちにイラクディナールの価値が上昇すると誤信し、被告らとの間でイラクディナールの投資に関する取引を行う旨の契約を締結した原告が、不法行為に基づく損害賠償または消費者契約法に基づく取消を理由とする不当利得の返還を求めた事案	◆実際の通貨価値について説明せず、1口500万円で1000万イラクディナールが購入できると説明し、近々その価値が10倍以上値上がりするなどと虚偽の事実を告げ、誤信させて購入を勧誘する行為は、社会的相当性を欠き違法であるとし、また、近々イラクディナールが10倍以上値上がりするとの不確実な説明をして勧誘することは、断定的判断の提供にあたり、通貨価値が下がる可能性や通貨の本当の価値について説明を受けていないことは、不利益事実の告知に当たるとして、取消を認め、原告の過失割合を2割として、原告の請求を一部認容した事例	4条1項1号:否 4条1項2号:肯 4条2項:肯	不実告知については否定したが、断定的判断の提供、不利益事実の告知は認められた。また、同一の損害について、不法行為に基づく損害賠償請求と消費者契約法に基づく取消を理由とする不当利得返還請求を認めた。
200	平成22年9月6日 宇都宮地裁栃木支部 平20(ワ)167号	不当利得返還等請求事件	◆被告会社との間で投資に関する契約を締結した原告が、契約の不成立、特商法違反、消費者契約法違反、不法行為などを主張して、不当利得の返還または不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆出資金の3割が運用に充てられるに過ぎず、日経225取引からFX取引で運用するようになっていたなど、およそ日経225取引及び上場株式売買への投資を行うという実体を有しない匿名組合への投資を、被告会社が組織的に勧誘し金員を受け入れる行為は、詐欺行為として違法性を有する。また、当該投資勧誘行為を主導していた被告会社の代表者も不法行為責任を負い、被告会社とその代表者は共同不法行為責任を負うとした事例	4条1項1号:外 4条1項2号:外 4条2項:外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
201	平成22年7月14日 東京地裁 平21(ワ)14041号	損害賠償請求事件	◆原告が被告に対し、原被告間で締結した債券の売買契約を解除又は取り消したと主張して、原状回復として既払代金の返還を求めた事案	◆本件債券に組み込まれたリスクは、日経平均株価終値が一定価格水準に下落した場合、特定の時期に所定水準に達して早期償還とならない限り、償還額が所定の数式によって求められる額とするものであるところ、原告は、自らの株式取引経験をも踏まえ、上記リスク等の説明を理解し、自己の判断に基づいて本件債券を買ったものと認められるとして、原告の請求が棄却された事例	4条2項:外	原告が消費者契約法違反を主張しなかったこともあり、消費者契約法の適用について判断しなかった。なお、説明義務違反も否定した。
202	平成22年5月19日 東京地裁 平19(ワ)35042号	保証金返還等請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件	◆原告が、亡Y1から賃貸していた建物を明け渡したとして、亡Y1の相続人である被告らに対し、保証金の支払を求めた(本訴)に対し、被告らが、原告が原状回復義務を履行せず、明渡しを遅滞したために損害を被ったとして、賠償を求めた(反訴)事案	◆亡Y1は、原告との間で、次の賃借人が決まらなかったときは、残置物のうち本件残置動産類については、亡Y1が建物の解体時に処分し、原告がその代金を支払うことに合意しており、原告はこの合意に係るもの以外は既に撤去したことから、原状回復義務の不履行があるとはいえないとし、また、建物に備品の一部を残置した上記の事情のもとでは、原告に建物の占有が残っていたとは認められないとして、本訴請求を一部認容し、反訴請求を棄却した事例	4条2項:外 10条:外	原状回復義務の変更に関する覚書の効力について原告が消費者契約法4条2項及び10条の適用を主張したが、変更を判断するまでもなく原状回復義務はないとして消費者契約法の適用について判断しなかった。
203	平成22年3月30日 最高裁第三小法廷 平20(受)909号	損害賠償、立替金請求事件	◆金の商品先物取引の委託契約に関する事案	◆金の商品先物取引の委託契約において将来の金の価格は消費者契約法4条2項本文にいう「重要事項」に当たらないとした事例	4条2項:否	消費者契約法4条2項の重要事項には将来における変動が不確実な事項は含まれていないとして、同法4条2項該当性を否定した。
204	平成22年3月17日 東京地裁 平18(ワ)16076号	保険金請求事件	◆原告が保険会社である被告らとの間で原告を被保険者とする保険契約を締結していたところ、保険事故が発生したとして、保険金の支払を求めた事案	◆本件事故は原告が電車のホームから転落し、左足を電車に巻き込まれた事故であるが、電車の運転手の供述は事故現場の状況と一致し、事故直後から一貫していることから信用できる一方、事故原因に関する原告の供述は変遷しており信用できないとして、本件が急激かつ偶然な外来の事故であったとはいえないと判断し、原告の請求を棄却した事例	4条2項:否 4条3項1号:否	保険金支払請求を取り下げる書面について、意思表示の内容が明確である一方、原告主張は不明瞭として消費者契約法4条2項、3項1号該当性を否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
205	平成22年3月12日 東京地裁 平20(ワ)35977号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記請求事件	◆原告が、①被告Y1及び被告Y3に対し、本件不動産について、本件不動産の所有権に基づいて、被告Y1及び被告Y3名義の根拠当権設定登記の抹消登記手続をすることを求め、また、②被告Y1及び被告Y2に対し、連帯保証債務不存在の確認を求めた事案	◆債務不存在確認請求について被告らは争わないとして②に係る請求を認めたものの、原告による、根拠当権設定契約における原告の意思表示が無効だった。本件根拠当権は被担保債権が存在しないままに確定したという主張は認めることができず、結局①に係る請求を棄却した事例	4条1項又は2項：否	契約書の明らかな記載や過去の経験等の事実関係から根拠当権設定契約の締結について勧誘するに際して消費者契約法4条1項、2項に定める行為をしたとは認められなかった。
206	平成22年2月25日 東京地裁 平20(ワ)9322号	工事代金等請求事件	◆液化石油ガス(LPガス)の販売等を業とする原告が、被告らに対し、LPガス供給契約の終了に基づき、被告らにLPガス供給設備の買取義務が生じたと主張して、代金の支払等を求めた事案	◆バルク設置契約の終了時に消費者にバルク設備の買取義務が発生すること及びその金額は、消費者の契約を締結するかの判断に通常影響を及ぼす取引条件であるから、バルク設置契約の重要事項に当たると解されるところ、被告らは、バルク設置契約に定められた買取義務が存在しないものとして契約を締結したことが認められるから、被告らがした意思表示には要素の錯誤があり無効であるとして、原告の請求が棄却された事例	4条2項：肯 4条4項2号：肯	ガス供給設備の設置費用や所有権に関する言辭が先行行為として認定されており、バルク設備設置契約の終了時に消費者に当該設備の買取義務が発生することは消費者の契約を締結するかの判断に通常影響を及ぼす取引条件であり、設置契約の重要事項に当たると判断した。
207	平成22年2月25日 東京地裁 平20(ワ)16298号	損害賠償等請求事件	◆フランチャイズシステムによる英会話教室等の経営を行っている原告が、かつて原告のフランチャイジーであった被告らに対し、競業禁止義務に違反して契約終了後も英会話教室を営んでいると主張して、営業の差止め等を請求した事案	◆フランチャイズ契約の競業禁止義務条項は、原告の商圏確保と営業秘密の保護のために設けられたものであって、その趣旨・目的には必要性、合理性が認められ、期間を2年間とし、本件請求では被告の住所地を中心に半径5キロメートル以内の地域に限定していることなどから、当該条項を有効と認めるなどとして、請求を認容した事例	4条2項類推：否 9条1号類推：否	違約金条項の明示された誓約書についての元フランチャイジーからの消費者契約法違反の主張に対し、フランチャイジーは消費者でないこと、当該条項は十分理解可能なこと等を判示し、適用を否定した。
208	平成22年1月25日 東京地裁 平21(ワ)9056号	損害賠償請求事件	◆被告R社の勧誘に応じて投資事業有限責任組合に出資した原告が、被告らに対し、出資の勧誘に際して断定的判断の提供があったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆出資の勧誘に際して被告R社の従業員による虚偽の告知や断定的判断の提供は認めることができず、被告M社との間で締結した会員契約の勧誘に際して被告R社の従業員が執拗に勧誘したことなどは認められないなどとして、請求を棄却した事例	4条1項1号：否 4条2項：否	投資事業有限責任組合への出資に際しての勧誘について、リスクを告知した目録見書等が交付されていたこと等に鑑み、断定的判断の提供や不利益事実の不告知等は認めなかった。
209	平成21年11月26日 東京地裁 平21(ワ)9462号	不当利得返還等請求事件	◆被告から建売住宅6戸の内の1戸を購入した原告が、その後残る5戸を値下げ販売した被告に対し、被告は契約締結時に既に値下げを予定していたにもかかわらずその旨を告げなかったとして、売買代金の一部の返還を求め、選択的に、価格維持義務違反又は説明義務違反に基づく損害賠償を求めた事案	◆売買契約締結時に、不動産市況の悪化がどのくらい継続し、どの程度深刻化するのかが予想することは困難であったから、被告が契約締結時に大幅な値下げを具体的に予定していたとまでは認められないとし、建売住宅の販売行為は、財産を処分する行為であり、値下げ販売も、原則として売主が自由に行うことができるとし、売買価格が適切なものかどうかは、一次的には、原告が確認すべきであるとして、請求を棄却した事例	4条1項1号又は2項：否	被告が原告に対し、本件土地建物の購入を勧誘した時点で販売価格の短期間における大幅な値下げを具体的に予定していたとは認められないため、消費者契約法4条1項1号又は2項の取消事由がある旨の主張は前提事実を欠くとされた。
210	平成21年11月24日 東京地裁 平20(ワ)26306号	債務不存在確認等請求事件、反訴請求事件	◆被告所属タレントであった原告が、専属芸術家契約が締結された事実はないなどとして、債務不存在確認及び損害賠償請求をしたところ(本訴)、被告が、原告が他の芸能プロダクションに所属して活動したため収益を失ったとして損害賠償請求をした(反訴)事案	◆原被告間には、原告を被告所属タレントとする合意があったのみで、専属芸術家契約は成立していないところ、前記合意は準委任や雇用の性質を有する契約であり、解除の意思表示により解除されているとした上、被告が原告に不当な稼働を強いた等の事情はなく、原告が契約に反して被告に不利益を与えた事実もないとして、本訴請求のうち債務不存在確認請求のみを認容した事例	10条：否 4条2項：否	原告の母の同意も認められ、原告の主張する消費者契約法10条による無効事由も、同法4条2項による取消事由も認められなかったとされた。
211	平成21年9月28日 東京地裁 平21(ワ)18883号	保険料返還請求事件	◆被告との間で生命保険契約を締結した原告が、契約締結に当たって被告から不利益事実の不告知があり、消費者契約法4条2項に基づき、本件生命保険契約を取り消したと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、既払保険料等の支払を求めた事案	◆本件保険契約時において、被告は原告に対し、本件保険契約が特約転換方式によるものであること及び転換制度の内容等の事実を告げているものと認めることができ、被告に消費者契約法4条2項の定める不利益事実の不告知があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	4条2項：否	訪問による説明を受けておらず、電話により説明を受けただけであったとしても、消費者契約法4条2項の定める不利益事実の告知があったとはいえないとの認定判断を左右するものではないとされた。
212	平成21年9月18日 東京地裁 平21(シ)198号	敷金返還等請求控訴事件、同附帯控訴事件	◆被控訴人(附帯控訴人・一審原告)が、控訴人(附帯被控訴人・一審被告)に対し、賃貸借契約におけるハウスクリーニング費用を賃借人が負担する旨の特約は不成立、無効、あるいは取り消されたことと主張してその費用相当額の敷金返還を請求すると共に、鍵の交換費用を賃借人が負担する旨の特約についても不成立、無効、あるいは取り消されたことと主張してその費用相当額の不当利得返還を請求する事件につき、原審が前者の請求のみを認めたために控訴及び附帯控訴がされた事案	◆両特約は有効に成立しており、これらは消費者たる賃借人の利益を一方的に害するものとはいえず、不利益事項を説明しなかったとも認められないとして、原判決が変更されて被控訴人の請求が全て却けられた事例	4条2項：否 10条：否	ハウスクリーニング費用を賃借人が負担する旨の特約、及び鍵の交換費用を賃借人が負担する旨の特約が、被控訴人にとって不利益な面があることは認めながら、消費者契約法4条2項、及び10条に該当するものではないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
213	平成21年9月8日 東京地裁 平19 (ワ)1954号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、その取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、両建玉勧誘、過度の取引、仕切り拒否・回避等の違法事由があるなどとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、両建玉勧誘、過度の取引等の違法事由は否定したものの、被告従業員らが共同して仕切り拒否及び回避をしたことを認め、仕切りをしていた場合の返金額に7割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	4条2項:外	原告は、取引高の不告知につき、信義則及び消費者契約法4条2項に反すると主張したが、裁判所の判断においては、信義則に反しないとされ、消費者契約法については言及しなかった。
214	平成21年6月19日 東京地裁 平20 (ワ)1275号	立替金請求事件	◆医療機関との間で包茎手術及びこれに付随する亀頭カラーゲル注入術について診療契約を締結し、割賦購入あっせんを目的とする会社である原告との間で治療費の支払につき立替払の委託契約を締結した被告に対し、原告が立替金残金の支払を求めたところ、被告が、消費者契約法4条に基づく診療契約等の取消しなどを主張して支払につき争った事案	◆本件術式につき、医学的に一般に承認されたものとはいえず、同事実は消費者契約法4条2項の「当該消費者の不利益となる事実」に該当するとして、医療機関は本件各契約の締結に当たり、同事実を被告に故意に告げなかったとして、同項による本件立替払契約の取り消しを認め、請求を棄却した事例	4条1項1号:否 4条2項:肯	医学的に一般的に承認されている施術とはいえないことを告げなかったことが先行行為として認定されている。不実告知については、誤信がないとして否定した。不利益事実の不告知については、本件術式が医学的に一般に承認されたものとはいえないことが不利益事実として、適用を肯定した。
215	平成21年3月24日 東京地裁 平20 (ワ)16106号	損害賠償請求事件	◆貴金属現物取引を取り扱う会社の従業員である被告らから、断定的な言辞を用いてロンドン渡しの貴金属現物取引(ロコロンドン取引)を勧誘された原告が、不法行為に基づき資金を支出させられたとして被告らに対し損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の請求を認容した事例	4条1項1号、2号、2項:外	訴外会社について、消費者契約法違反の主張がなされたが、訴外会社の役員である被告らとの関係では、不法行為のみ主張がなされ、不法行為が認められた。
216	平成21年3月16日 東京地裁 平20 (ワ)28329号	損害賠償請求事件	◆マンションの一室を購入した原告が、売主である被告に対し、主位的に、空気孔の位置が低いことが瑕疵に当たると主張して、瑕疵担保責任に基づいて、予備的に、不法行為又は債務不履行に基づいて損害賠償を求めた事案	◆空気孔の位置が低いことをもって、一般人から見ると、著しく美観を損ねるとか、居室のスペースが不便を生じる程度に狭くなるなどは認められないことから、かかる空気孔の位置をもって瑕疵と認めることはできないとし、また、空気孔の位置の高低が、通常、マンション購入者にとって売買契約を締結するか否かについての判断に影響を及ぼすものとは認めがたく、かかる事項を説明しなかったことが不法行為又は債務不履行に当たるとは認められないとして、請求を棄却した事例	4条2項:否	空気孔の位置の高低は、重要事項でないとして、消費者契約法4条2項の適用を否定した。
217	平成21年3月12日 大阪地裁 平20 (ワ)11044号	不当勧誘行為差止請求事件	◆適格消費者団体である原告が、事業者である被告に対して、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、退去させない行為、不実告知、不利益事実の不告知、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為、並びに契約を締結させることが不適当な消費者に対する勧誘行為等の停止、及び予防及び予防に必要な措置を求める消費者契約法12条に基づく差止請求をした事案	◆被告が消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、上記勧誘行為をしないこと、前記行為を行った場合の受講契約の取消もしくは解約をし、並びに違約金を支払うこと、従業員に対する周知徹底を行うことで和解が成立した事例	4条1項1号、2項:外	差止請求において和解が成立した。
218	平成21年3月11日 東京地裁 平19 (ワ)13414号	損害賠償請求事件	◆被告との間で「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する先物取引を行った原告が、被告に対し、同取引について、被告による断定的判断の提供、投機性の説明の欠如(不利益事実の不告知)、適合性原則違反、公序良俗違反等があったなどと主張し、消費者契約法4条に基づく売買委託契約の取消し及び不法行為又は債務不履行を理由に、預託金の返還、弁護士費用及び慰謝料の支払を求めた事案	◆同取引には、消費者契約法4条所定の取消事由は認められないものの、説明義務違反及び一任売買の違法があるなどとして、被告に不法行為責任を認めた上で、5割の過失相殺をし、原告の請求を一部認容した事例	4条1項2号、2項:否	重要事項説明書を交付していたことなどから、断定的判断の提供や不利益事実の不告知を認定しなかったが、説明義務違反に基づく不法行為を肯定した。
219	平成21年2月12日 東京地裁 平20 (シ)514号	賃料増額確認等請求控訴事件	◆地方住宅供給公社法に基づいて設立された特別法人である被控訴人が、控訴人との間で、建物の賃貸借契約を締結していたところ、被控訴人が、借地借家法32条、地方住宅供給公社法施行規則16条に基づき、家賃改定通知書によって賃料増額の意思表示をしたことにより、平成19年4月1日以降の本件建物の賃料が一ヶ月6万8500円に増額されたと主張して、賃料が同日以降一ヶ月6万8500円であることの確認を求めるとともに、一ヶ月当たりの賃料の差額が未払であるとして、未払賃料及び法定利息の合計4万7824円並びにうち未払賃料に対する法定利息の支払を求めた事案	◆一ヶ月6万8500円の賃料は相当であり、控訴人による賃料増額請求は無効とはいえないと判断し、控訴を棄却した事例	4条2項:否 10条:否 3条:否	賃料を改定する際には1か月前までに家賃変更の通知をする旨の規定について消費者契約法10条の適用を否定した。また、説明がなされていたとして、同法4条2項の適用も否定した。
220	平成21年1月21日 東京地裁 平19 (ワ)21475号	損害賠償請求事件	◆本訴において、本訴原告(反訴被告、以下「原告」)が、司法書士である本件被告(反訴原告、以下「被告」)に債務整理を委任したところ(本件契約)、①被告において債権調査を怠り、原告に無断で過払金債権の一部を放棄した和解をしたりするなど善管注意義務違反がある、②本件契約における報酬等の合意は成立していないか、又は高額であり暴利行為であるから公序良俗に反し無効であるなどと主張して、債務不履行による損害賠償ないし不当利得に基づく既払の報酬等の返還を求めたのに対し、反訴において、被告が、原告の提起した本訴が不当訴訟であると主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆本訴請求のうち、②について、報酬の合意の範囲に関する原告の主張を一部容れ、①及び反訴請求については、いずれも理由が無いとして退けた事例	4条2項:外	消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
221	平成20年12月25日 東京地裁 平19 (ワ)24131号	損害賠償請求事件	◆被告会社を仲介業者としてハワイ州の土地を買い受け、また、被告会社との間で締結した請負予約に基づき同土地の工事申込金を支払った原告が、上記売買に関して被告に不法行為又は債務不履行があったなどと主張して、被告らに対し、損害賠償及び上記申込金の返還を求めた事案	◆(1)仲介業者である被告会社には、売上の売却希望価格が著しく不相当である場合、顧客に対し、土地の実際の価格に関する情報を提供する義務がある。(2)上記請負予約における工事申込金の不返還事項は、消費者契約法10条により無効であるとした上で、損害賠償について3割の過失相殺を認め、原告の請求を一部認容した事例	4条1項、2項：外 10条：肯	請負予約における工事申込金の不返還事項について、消費者契約法10条の適用を認めた。不法行為を認めため、同法4条の適用の有無について判断しなかった。
222	平成20年12月22日 東京地裁 平19 (ワ)26208号	不当利得返還請求事件	◆主婦である原告が、被告証券会社から勧誘を受けて未公開株式を購入したところ、被告には勧誘に当たり説明義務違反等があったとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告は証券販売を業とする会社であり、一般の顧客に対して未公開株式当を販売する場合には、その危険性等を説明する義務があるとした上で、被告の販売担当者は原告に対し、株式等の販売の勧誘を行った際に、具体的な上場時期が決まっていなかったにもかかわらず、具体的な上場予定があり株式の値上がり確実であると誤解させる説明をしていたものと認められ、かかる行為は説明義務違反として不法行為を構成するとして、請求を一部認容した事例	4条1項1号、2号：外 4条2項：外	不法行為に基づく損害賠償を認めため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
223	平成20年10月20日 東京地裁 平19 (ワ)6936号	立替金等請求事件、損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託業者である原告が、顧客であった被告に対し、商品先物取引の売買差損金を立替払したと主張して、立替金等を請求し(本訴)、被告が、原告に対し、断定的判断の提供等があったと主張して、主的に消費者契約法4条2項に基づく取消しによる不当利得返還、予備的に不法行為に基づく損害賠償を請求した(反訴)事案	◆消費者契約法上の取消権が発生していたとしても、追認可能な時点から6か月が経過しているとして取消権の消滅時効を認め、適性原則違反、説明義務違反・助言指導義務違反、不当勧誘、断定的判断の提供等は認められないとして、反訴請求を棄却し、本訴請求を認容した事例	4条2項：否 7条1項：肯	商品先物取引における立替金請求において被告側が、重要事項に関する不告知があったとして消費者契約法4条2項に基づく取り消しを主張したが、裁判所は、取消権は時効により消滅したと判断した事案。裁判所は予備的請求である不法行為に基づく請求も棄却した。
224	平成20年10月15日 東京地裁 平19 (ワ)34594号	不当利得返還等請求事件	◆被告らから別荘地を買い受けた原告らが、被告らが各売買契約の際に本件各土地の隣接地域に産業廃棄物の最終処分場の建設計画があることを原告らに説明しなかったことは消費者契約法所定の不利益事実の不告知に該当し、また上記契約は動機の錯誤により無効であり、さらに上記不告知は不法行為に該当すると主張して、不当利得に基づく売買代金の返還、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件各土地周辺の自然環境は消費者契約法4条2項にいう重要事項に当たるところ、被告らが上記建設計画を告げなかったことは同項所定の不利益事実の不告知に当たるから売買契約を取り消すことができ、かつ上記不告知は不法行為を構成するとして、原告らの請求が認められた事例	3条1項：援用 4条2項：肯	別荘地売買契約に関して近隣地に産廃処理場が建設される事実を業者側が告知しなかった事案に関し、土地周辺の自然環境は重要事項に該当し、消費者契約法4条2項違反を認め、取り消しを認めた。当該事案においては、不告知を不法行為として損害賠償請求も認めた。
225	平成20年 3月28日 東京地裁 平17 (ワ)13818号	損害賠償等請求事件	◆統合失調症の原告が、被告との商品先物取引により預託金を失ったため、不法行為または消費者契約法4条1項2号、2項に基づく取消等を主張して当該金員相当額の支払または不当利得返還を求めた事案	◆不法行為に基づく請求を認め、請求全額を認容した事例	4条1項2号：外 2項：外	統合失調症の原告から、商品先物取引に際して、失った預託金について、不法行為に基づく請求のほかに、「イラク戦争になったら金が急騰する」「初心者には必ず利益を出す」といった発言について断定的判断の提供に当たるとして消費者契約法4条1項2号に基づく取消が主張されたところ、不法行為に基づく主目的請求が認められ、消費者契約法に関しては判断がなされなかった。
226	平成20年 2月25日 東京地裁 平18 (ワ)1336号	委託金返還請求事件、反訴請求事件	◆被告との間で商品先物取引委託取引を行っていた原告が、被告の勧誘に適合性原則違反・偽計勧誘・断定的判断の提供・説明義務違反等の違法があるとして不法行為による損害賠償を、消費者契約法ないし詐欺に基づく取消しによる不当利得返還請求等を選択的に請求したのに対し、被告が原告に対し、商品先物取引委託契約に基づき原告が負担するに至った差損金を反訴により請求した事案	◆取引における被告従業員の行為に違法があるとははいえないし、取消事由も認められないとして本訴請求を棄却し、被告の差損金請求が信義則に反するものではないとして反訴請求を認容した事例	4条1項2号：否 4条2項：否	商品先物取引により損害を蒙った原告が業者に対し、確実に利益が上がる旨の言辞を行ったこと、状況により売買から離脱できないことがあること等を告げなかったとして消費者契約法4条1項2号、4条2項による取消を主張したが、当該取消が認められなかった。
227	平成20年 1月25日 札幌高裁 平19 (ホ)192号	損害賠償・立替金請求控訴事件	◆金の先物取引について、事業者である被控訴人会社の外交員が、消費者である控訴人に断定的判断を提供し、また、新規委託者保護義務に違反して勧誘したことにより損害を被ったとして、控訴人が被控訴人会社に損害賠償を請求したのに対し、原判決がこれを棄却したこと、控訴人が、消費者契約法に基づき本件取引を取り消す旨主張し不当利得に基づく委託証拠金の返還請求を追加し、控訴した事案	◆外交員が断定的判断を提供した事実はないとしたが、外交員らが本件取引の勧誘の際、東京市場における金の価格が下落するおそれがあったことなど、控訴人にとって「不利益となる事実」を故意に告げていなかったことから、消費者契約法4条2項による取消しを認め、追加請求につき一部認容し、原判決を取り消した事例	4条1項2号：否 4条2項：肯	金の相場は、本件取引の「目的となるものの質」(消費者契約法4条4項1号)であり、かつ、「締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべきもの」(同上柱書)であるから、「重要事項」に当たるとした。(主目的請求が不当利得返還請求であったため、弁護士費用の請求は認められなかった。)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
228	平成20年1月21日 東京地裁 平18 (ワ)4665号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる違法行為があり、不実の告知や不利益事実の不告知がされたと主張して、債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法4条に基づく不当利得を請求した事案	◆原告主張の適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、強引な勧誘、新規委託者保護義務違反、一任取引、仕切拒否・回避はいずれも認められず、特定売買比率・手数料化率についても違法な特定売買とはいえ、利益が得られる旨の言辞も単なるセールストークの範疇にとどまるものであって違法とはいえないとして、原告の請求が棄却された事例	4条1項1号、 2号：否 4条2項：否 4条3項1号、 2号：否	「今年から来年にかけてイラクとアメリカの間で核査察の問題で戦争が起こりそうです。そうなれば原油や石油製品が暴騰して大きな利益が取れますので、灯油買っていきませんか。」と言ったことが、消費者契約法4条1項1号の不実告知に当たると主張したが、その他、適合性原則違反等も含め、原告の主張はすべて排斥された。
229	平成19年10月15日 東京地裁 平18 (ワ)23291号	売買代金返還請求事件	◆原告が、被告から、被告が販売するパチンコ攻略法を199万円で購入したが、購入時の説明とは異なってほとんど実現不可能な方法で、かつ、攻略法の効果がなく、消費者契約法4条2項本文に定める不利益事実の不告知があるとして、売買契約の取消しに基づいて代金の返還を求めた事案	◆原告の消費者契約法4条2項による売買契約の取消しに基づく不当利得返還を求める主張を認め、原告の請求を認容した事例	4条2項：肯	実行方法は、「難しくないと思います。物理的に実現不可能な手順を攻略法として販売している会社が多く存在しているのが現状ですが、当社の情報はそのようなものではありません。」と回答し、GRが「日頃の勝率をアップすることを目的とするということを十分に認識ください。」と利用規約に記載し、「もちろん当社は収支向上に効果があると判断しております。」と述べたことが、消費者契約法4条2項の「重要事項について当該消費者の利益となる旨を告げ」たことに該当するとされた。
230	平成19年10月5日 東京地裁 平18 (ワ)20708号	株券引渡請求事件	◆第三者のために株式7万株(以下「本件株式」という。)を被告に差し入れた原告が、被告に対し、主位的には、本件株式の返還を求め、予備的には、5000万円の支払をするのと引き換えに本件株式の返還を求め、さらに、予備的に7000万円の支払をするのと引き換えに本件株式の返還を求めた事案	◆原告の請求に対し、被告は、根担保契約に基づき株式の交付を受けたと主張したところ、原告は、根担保契約の不成立、消費者契約法10条による無効、及び同法4条2項に基づく取消を主張したが、原告の主張はいずれも認められず、原告の請求が棄却された事例	10条：否 4条2項：否	10条については、原告が「消費者」に当たらないとした。消費者契約法4条2項については、被告に不利益事実の不告知の事実はないとした。
231	平成19年10月2日 東京地裁 平19 (ワ)4194号	求償金請求事件	◆原告が、メーカーの作成したパンフレットには、本件パソコンと同機種につき「PCカードスロット」が「Type II 対応」と書かれていたことから、被告から本件パソコンを代金57万2882円で買う旨の売買契約を締結したが、本件パソコンにPCカードを挿入しても動作しなかったとし、これは性能保証義務に違反するものであり、本件売買契約を解除し又は取消しをしたと主張して、原状回復請求権に基づき、被告に対し、本件売買代金等及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告が、原告の主張する性能保障義務を負っていたと認めることはできないとして、原告の請求を棄却した事例	4条2項：外	原告の主張の中では、条文番号まで記載されておらず、裁判所の判断の中では、触れられなかった。
232	平成19年9月10日 東京地裁 平18 (ワ)4151号	手数料返還等請求事件	◆原告が弁護士である被告に対し、知人の中国人A及びその子Bの在留資格認定証明書の交付申請手を委任したところ、原告が、同委任契約はBを平成17年4月1日から日本の保育園に通わせることが目的であり、被告は同目的が実現するよう速やかに事務処理をすべき善管注意義務を負っていたのにこれを怠ったとして、債務不履行解除又は消費者契約法4条2項による取消しを主張して支払済の手数料等の返還及び損害賠償を請求した事案	◆原告が上記目的を被告に伝えた事実は認められず、被告は原告主張の義務を負っていない上、手続上も特段の遅滞はないとして請求を棄却した事例	4条2項：外	Cが保育園に入園するまでの間に手続を終えて在留資格認定証明書を取得することができないことが契約当初から分かっていたのであれば、被告は契約の重要事項につき原告に不利益となる事実を告知しなかったことになると主張したが、Cの保育園入園時期が契約の内容ないし前提条件とされたものではないとして、消費者契約法4条2項による取消の主張を排斥した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
233	平成19年8月27日 東京地裁 平17(ワ)21084号	原状回復等請求事件	◆被告から中古車を買った原告が、瑕疵担保責任に基づく契約解除、錯誤無効、及び瑕疵を告げなかったことが消費者契約法上の取消事由に当たると主張して、主位的に代金の返還を求め、予備的に瑕疵担保責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆瑕疵の程度は格別大きいものということではなく、通常の使用には十分に耐えられるのであり、契約の目的を達することができないとはいえないとし、自動車には修復を必ずしも要しない損傷すらないということは動機に過ぎないとし、損傷箇所がないとの被告の説明については、中古車売買において、車体の底部に修理の必要性の認められない損傷があることは、重要事項に当たらないとして、契約の解除、無効及び取消は認められないとして主位的請求を棄却し、予備的請求を認容した事例	4条1項1号：否 4条2項：否	被告が原告に対し、本件自動車には損傷箇所がない旨説明した点については、第2瑕疵が存在するという客観的事実には反したことを告知したことになるけれども、中古車売買において、車体の底部に特に修理の必要性の認められない損傷があることは、売買契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすものであるとまではいえないから、「重要事項」には当たらない、とされた。本件自動車が本件事故に遭ったことは、「不利益な事実」には当たらない、とされた。
234	平成19年3月23日 名古屋地裁 平17(ワ)4665号	入学金返還請求事件	◆原告が、被告大学院への入学に関する意思表示に錯誤があったなどとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき入学料の返還等を求めた事案	◆公立大学と学生との在学に関する法律関係を公法上の無名契約と解した上で、公立大学における入学許可の後、入学金を納付する行為は、在学の予約であり、その意思表示には錯誤等民法上の意思表示に関する規定が準用されるとし、原告の錯誤の主張を認め、被告に入学金の返還を命じた事例	4条1項、2項：外 8条1項1号、5号：外 10条：外	錯誤無効の主張を認めたため、消費者契約法に関する判断はしなかった。
235	平成19年2月9日 東京地裁 平18(ワ)5050号	損害賠償請求事件	◆近く上場予定であり値上がり確実であると勧誘されて行われた未公開株式の売買契約につき、実際上記株式には上場の予定がなかったとして、株式売買の詐欺無効、錯誤無効による売買代金の返還と不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用の請求がされた事案	◆株式売買は被告の欺罔行為によって行われ、かつ、株式売買は株式の上場予定時期及び上場後の予想価格といった点で明示又は黙示の動機の錯誤に陥ってされたものであるとして、売買代金の返還、慰謝料及び弁護士費用の請求が認められた事例	4条2項：外	詐欺取消、錯誤無効、不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
236	平成19年1月29日 東京地裁 平17(ワ)19119号	不当利得返還請求事件	◆被告が分譲したマンションの二階にある区分建物を購入して手付金を支払った原告が、購入した区分建物の近くに電話線等の引込柱が立っているのが防犯上問題であるとして、手付金の返還を求めた事案	◆消費者が引込柱が存在しないと通常考えることは困難であり、被告において引込柱が存在しないことが動機になっていることを被告において認識することもできなかったとして原告の消費者契約法上の取消権や錯誤無効の主張を排斥し、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号：否 4条2項：否	不実告知については、事実認定により否定した。不利益事実の不告知については、「故意に告げなかった」とはいえないとして、適用を否定した。
237	平成18年12月28日 神戸地裁姫路支部 平17(ワ)633号	売買代金等請求本訴事件、原状回復請求反訴事件	◆太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約を締結した業者である原告が、買主である被告に対し、工事代金等の支払を求めたところ(本訴請求)、被告が、本件契約は消費者契約法に抵触する勧誘によるものであり、被告は取消の意思表示をしたと主張して、原告の本訴請求を争うとともに、取消しに基づく原状回復として、被告の居宅に設置した機器類等の撤去工事をすよう求めるなどした(反訴)事案	◆原告従業員による本件契約についての説明内容と本件システムの性能からすれば、本件説明は不実の告知及び重要事実の不告知に当たると解され、本件契約は消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2の取消事由により無効であるから、原告は、本件工事代金を請求できず、かつ、被告に対する原状回復義務を履行すべきであるとして、被告の反訴請求のみ認容した事例	4条1項1号：肯 4条2項：肯	本件契約に伴う経済的メリットについては、「重要事項」に当たるとし、当該事項についての不実告知・不利益事実の不告知を認定した。
238	平成18年11月30日 岡山地裁 平18(ワ)87号	既払金返還請求事件	◆被告との間で簡易生命保険契約を締結した原告が、本件契約は、消費者契約法の規定に基づき取り消されたことにより、又は錯誤により無効である旨主張して、被告に対し、不当利得返還請求として、既払保険料等の支払を求めた事案	◆消費者契約法違反は否定したが、錯誤無効を認めて、原告の請求を全部認容した事例	4条2項：否	受取年金額が払込保険料を下回る危険性があるという事実を「故意に」告げなかった事実は認められないとして、消費者契約法4条2項の適用を否定したが、原告が契約内容を十分に理解していなかったとして錯誤を認めた。
239	平成18年11月9日 東京地裁 平18(ワ)3471号	不当利得返還請求事件	◆老人ホームの利用者及びその相続人である原告らが、老人ホームを経営する被告に対し、第11に、消費者契約法4条2項により被告との老人ホーム利用契約締結の意思表示を取り消したから、第2に、消費者契約法10条により同利用契約の入居申込金等の契約条項は無効であるから、これに基づいて被告に交付した入居申込金等は、被告が法律上の原因がなく利得したものであるとして、不当利得返還請求権に基づき、入居申込金等として交付した金銭の返還を求めた事案	◆老人ホーム利用契約(本件契約)において東京都の有料老人ホーム設置運営指導指針(本件指針)の説明が被告老人ホーム経営会社からなかったとしても本件指針は消費者契約法4条2項に定める「重要事項」に該当しないこと、本件契約の追加支払条項及び入居申込金等の不返還条項等が消費者契約法10条の「消費者の利益を一方的に害する」条項に当たらないことから、本件契約を同被告と締結した原告とその相続人からの本件契約の取消及び不利益契約条項の無効を前提とする不当利得返還請求をいずれも棄却した事例	4条2項：否 10条：否	有料老人ホーム設置運営指導指針は、重要事項に該当しないとして、また、「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」に当たらないとして、消費者契約法4条2項の適用を否定し、追加支払条項・入居申込金等の不返還条項については、10条の適用を否定した。
240	平成18年8月30日 東京地裁 平17(ワ)3018号	売買代金返還請求事件	◆原告がマンションの一室を購入するに当たり本件建物の眺望・採光・通風といった重要事項の良さを告げている一方、当該重要事項に関して本件マンション完成後すぐにその北側に隣接する所有地に三階建ての建物が建つ計画があることを知っていたのに被告の担当者が説明しなかったのは不利益事実を故意に告げなかったものであるとして、消費者契約法4条2項に基づく売買契約の取消に基づく売買代金の返還を建物明け渡しによる引換給付とともに請求した事案	◆原告の請求が認容された事例	4条2項：肯	建物の眺望・採光・通風は、「重要事項」に該当するとして、不利益事実の不告知を肯定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
241	平成18年5月19日 東京地裁 平16 (ワ)23683号	不当利得返還請求事件	◆海外の芸術大学への留学などを斡旋する被告経営学院へ入学した原告が、消費者契約法に基づく入学契約の取消による授業料等の返還及び入学に当たった被告の説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告には消費者契約法に基づく取消原因となる不利益事実の不告知であるとか不法行為を構成する説明義務違反はなかったとして、原告の請求がいずれも棄却された事例	4条2項：否	「オーストラリアの芸術大学のファウンデーションに入るにはポートフォリオが不要であるとの事実」は、「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」に当たらないとして、消費者契約法4条2項の適用を否定した。なお、説明義務違反も否定した。
242	平成18年2月2日 福岡地裁 平17 (ワ)121号	違約金請求本訴、手付金返還等請求反訴事件	◆被告に原告が、マンションを売り渡す契約を締結した原告が、被告が代金の支払をしないとして、約定の違約金等の支払を求めたのに対し、被告が、原告がマンションからの眺望について事実と異なる説明をしたなどとして、消費者契約法による取消し、債務不履行による契約解除・損害賠償、不法行為による損害賠償を主張して、損害賠償または不当利得の返還を求めた事案	◆全戸オーシャンビューとして購入したマンションが電柱及び送電線によって眺望が阻害されている場合、売主にマンションの眺望等に関する説明義務の違反があるとし、買主の売買契約の解除と損害賠償請求が認められた事例	4条1項1号：否 4条2項：否	眺望が同一かどうかということは、主観的な評価を含むものであるから、「事実」に該当しないとして、不実告知を否定した。また、事業者は電柱の存在を知らなかったとして、「故意」を否定し、不利益事実の不告知も否定した。結果としては債務不履行に基づく解除を認めた。
243	平成17年10月17日 東京地裁 平16 (ワ)639号	損害賠償等請求事件	◆高齢者である原告らが被告との間で行った外国為替証拠金取引は賭博行為であり、被告及びその従業員らの勧誘行為は違法であるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件取引は、あくまで通貨の売買取引であり、賭博行為とはいえず、また、原告は勧誘当時、高齢者であったが、外国為替証拠金取引の経験があること、格別判断能力が劣っていたとは認められないことから、業者の適合性の原則違反、断定的判断の提供が否定され、被告従業員が、本件勧誘にあたり、原告と被告が利益相反関係にあること、および両建の不利益面を説明していないことから、説明義務違反及び違法な両建に基づく不法行為責任が肯定された事例	4条1項1号、2号、2項：外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
244	平成17年9月29日 東京地裁 平15 (ワ)13323号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記等請求事件	◆原告X1が、建築会社との間で締結した建物新築工事請負契約を消費者契約法に基づいて取り消した上、被告に対し、当該工事代金を借り入れるために締結した原告X1と被告との間の金銭消費貸借契約及び原告X1を設定者とする根拠当権設定契約につき、消費者契約法により取り消した又は錯誤により無効であると主張して、金銭消費貸借契約に係る債務の不存在確認及び原告X1を設定者とする根拠当権設定登記等の抹消登記手続を求め、原告X2が、被告に対し、上記金銭消費貸借契約を主債務とする連帯保証契約及び原告X2を設定者とする根拠当権設定契約につき、消費者契約法により取り消した、錯誤により無効である、原告X2に意思能力がなかったと主張して、上記連帯保証契約の不存在確認及び原告X2を設定者とする根拠当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案	◆貸金業者との間の連帯保証契約及び根拠当権設定契約について、連帯保証人兼根拠当権設定者に意思能力がないとして無効とされた事例	4条1項1号、2項：否	重要事実についての不実告知、不利益事実の不告知はないとして、消費者契約法の適用を否定したが、意思能力がないとして契約を無効とした。
245	平成16年11月11日 東京簡裁 平15 (ハ)78907号	貸金請求事件	◆消費者金融業者である原告と主債務者との消費貸借契約について、被告が連帯保証したとして、原告が被告に対し、残元金と損害金を求めたところ、被告が、原告の請求は民事再生法により制限されると主張して原告の請求を争った事案	◆被告について民事再生法上の再生計画認可決定が確定したことを認め、本件連帯保証債権の額を439万9539円と認定し、これに同再生計画における権利変更の内容を当てはめて、免除額を356万6266円、弁済額を83万3273円とし、かかる弁済額を3年間に渡って分割弁済する旨の給付判決をした事例	4条2項：否 4条3項：否	消費者金融との消費貸借契約において連帯保証人が、主たる債務者名や保証契約の意味等を契約に当たり知らされず、退去の申出にも応じてもらえなかった等と主張し、消費者契約法4条2、3項に基づく取消を主張したが、当該事実は認定されなかった。
246	平成16年9月22日 福岡地裁 平15 (ワ)974号	損害賠償請求事件	◆原告が被告に対し、被告は原告に対してマンションを販売する際、ペットの飼育に関して不適切な説明を行い、原告を同マンションでのペットの飼育が可能であると誤信させてその売買契約を締結させたとして、債務不履行やマンション売買契約の錯誤無効などに基づき、損害賠償または不当利得の返還を請求した事案	◆被告の従業員は本件マンションにおけるペット飼育に制約があることを説明したのであり、被告には説明義務違反はなく、また、原告は全面的にペット飼育が可能というわけではないが、他人に危害を加えない、迷惑をかけない範囲では禁止されていない旨の説明を受け、そのとおり認識していたのであるから、原告に錯誤があったということとはできないなどとして原告の請求を棄却した事例	4条2項：否	マンションの購入者から、ペット飼育に関する見込み違いを理由とした売買代金相当額の請求事案において、業者側の購入時の説明が消費者契約法4条2項に反すると主張したところ、ペット飼育の可否は重要な事項に該当するが、業者側はペット飼育が制限を受けることなどを適切に説明していたとして消費者契約法4条2項該当性を否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
247	平成16年 1月28日 東京地裁 平14 (ワ)13827号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告に対し、本件旅行の中止について、①出発前に米同時多発テロによる旅行の中止が予測され、取消料の負担なしに旅行契約の解除を認める旅行約款条項が適用されたとして、同条項に基づく解除を認める取扱いをする義務及び同解除ができることを説明する義務、②海外危険情報の発出の有無及びその内容を説明する義務をいずれも尽くさず、これにより中止を余儀なくされた本件旅行に参加させられ、少なくとも旅行代金相当額57万3000円の財産的損害及び精神的損害が生じたとして、いずれも債務不履行又は不法行為による損害賠償を求めた事案	◆旅行会社の主催する「西トルキスタン・大シルクロード」という名称の海外バック旅行が米国同時多発テロの影響で途中で中止された場合、旅行会社には、旅行出発時において、旅行者が取消料の負担なしで旅行契約解除を認める旅行約款条項に関する説明義務違反があるとされた事例 ◆旅行会社が旅行者に対する取消料の負担なしの解除ができることの説明義務に違反した場合、旅行者に旅行契約を解除するかどうかの選択判断の機会喪失の損害を与えたものとして、慰謝料各五万円が認められた事例	4条2項:否	原告らは、①本件旅行契約の締結に際する説明義務違反については、同項にいう「当該消費者の利益となる旨を告げ」の要件に該当する具体的事実について主張されておらず、②その余の説明義務違反については、いずれも契約締結後の債務不履行の事実をいうにすぎないのであって、いずれも主張自体失当とされた。
248	平成15年 9月19日 横浜地裁 平14 (ワ)1669号	債務不存在確認等請求事件	◆被告においてレーザー治療を受けた原告が、錯誤無効、説明義務違反に基づく解除、又は消費者契約法4条1項2号若しくは4条2項による取消を理由として、報酬債務の不存在確認、及び債務不履行、又は不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案	◆前額部等の肝斑というシミの治療で形成外科等を専門とする医院でレーザー治療を受けた女性が、前額部左側が色素脱出、右側が炎症性色素沈着の状態になった場合に、診療契約は要素の錯誤により無効であるとして診療代金を支払う義務はないとし、医師には説明義務違反があると認められた事例	4条1項2号:外 4条2項:外	本件診療契約については、錯誤無効を認め、債務不存在確認を認めた上、損害賠償請求も認めた。
249	平成14年 3月12日 神戸簡裁 平13 (ハ)2302号	入所費等返還請求事件	◆被告の経営する俳優等の養成所に入所した歌手志望の原告が、入所直後に、被告の養成システムが原告の考えていたものと違う等として退所を申し出、錯誤による契約無効、被告の勧誘に不実の告知があったとして消費者契約法4条1項による契約取消を主張して、被告に対し、入所に際して被告に納入した諸経費等の返還を求めた事案	◆被告(事業者)は原告(消費者)に対し、本件契約を勧誘するに際して、歌手コースに進むことについて、月謝の値上げという原告に不利益となる事実を告げておらず、かつ原告が月謝の値上げを知らなかったことにつき、被告には故意があったと認定し、原告の本件契約取消の主張は理由があるとして、原告の支払った入所経費の限度で請求を認容した事例	4条1項:否 4条2項:肯	月謝が値上げされる事実を告げなかったことにつき、不利益事実の不告知が認められ、消費者契約法4条2項に基づく取消が認められた。なお、錯誤無効、消費者契約法4条1項の不実告知の主張については排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
250	平成22年 3月17日 東京地裁 平18 (ワ)16076号	保険金請求 事件	◆原告が保険会社である被告らとの間で原告を被保険者とする保険契約を締結していたところ、保険事故が発生したとして、保険金の支払を求めた事案	◆本件事故は原告が電車のホームから転落し、左足を電車に巻き込まれた事故であるが、電車の運転手の供述は事故現場の状況と一致し、事故直後から一貫していることから信用できる一方、事故原因に関する原告の供述は変遷しており信用できないとして、本件が急激かつ偶然な外来の事故であったとはいえないと判断し、原告の請求を棄却した事例	4条2項：否 4条3項1号：否	保険金支払請求を取り下げる書面について、意思表示の内容は明確である一方、原告主張は不明瞭として消費者契約法4条2項、3項1号該当性を否定した。
251	平成21年10月29日 東京地裁 平21 (ワ)165号	損害賠償請求 事件	◆被告会社からクレジットを利用して呉服等を購入した原告が、被告会社の販売方法が社会的相当性を欠く違法なものであると主張して、被告会社に対して不法行為に基づいて、被告会社の代表者である被告Aに対して会社法429条1項に基づいて損害賠償を請求した事案	◆被告会社が販売目的を秘匿して原告宅を訪問し、長時間にわたり原告宅に居座って呉服を購入させたものとはいえないなどし、呉服等の販売行為が社会的相当性を欠くものとはいえないとして、請求を棄却した事例	4条3項1号、 2号：外	判断の中では、当該条文について明確には取り上げておらず、不法行為に該当すると判断した。ただし、原告宅に滞在した時間は2時間程度であり、長時間にわたり居座って購入させたとは認められない等の認定がなされた。
252	平成21年 3月 4日 東京地裁 平19 (ワ)15285号	損害賠償等 請求事件	◆原告が、被告との間で根保証契約を締結した際、契約内容について誤った説明を受け、また、強迫を受けて上記契約を締結させられたとして、同契約の錯誤による無効又は強迫等による取消しを主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき上記根保証契約上の保証債務の履行として支払われた500万円の返還と、被告が上記事情を知らず、原告に上記金員を支払わせた不法行為に対する損害賠償請求権に基づき慰謝料の支払を求めた事案	◆原告の主張の信用性を否定して、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号： 否 4条3項2号： 否	本件根保証の内容を理解した上で、本件契約書に署名押印したことが認められるとして、取消事由を認定しなかった。
253	平成21年 2月19日 名古屋高裁 平20 (ネ)747号	債務不存在 確認等、参加各請求控 訴事件	◆(1)割賦販売業者Aとクレジット契約を締結した上で、株式会社Bから宝飾品3点を購入した控訴人が、Aから個品割賦購入あっせん事業の営業譲渡を受けた被控訴人(承継参加人)に対し、①Aにおいて加盟店に対する加盟店管理調査義務の懈怠があったとして、不法行為責任に基づく損害賠償を求め、②クレジット契約自体が、公序良俗に反して無効であり、また消費者契約法上の取消事由があるとして、不当利得の返還を求め、(2)被控訴人が、控訴人に対し、割賦金未払金等の支払を請求した事案	◆いわゆるデパート商法による勧誘を受けてクレジット契約を締結した上でした宝飾品の売買契約が公序良俗違反により無効であり、クレジット契約も失効したとして、買受人のクレジット会社に対する未払割賦金の支払義務がなく、また既払割賦金の返還請求ができることとされた事例	4条1項1号： 外 4条3項2号： 外	公序良俗違反を認定したため、消費者契約法4条の適用について判断しなかった。消費者契約法5条1項についても、判断しなかった。
254	平成20年10月29日 東京地裁 平19 (ワ)25450号	立替金請求 事件	◆割賦販売業等を営む会社である原告が、訴外Aから絨毯を購入しその代金につき原告と立替払契約を締結した被告に対して、立替払金の支払を求めたのに対し、被告が、詐欺、錯誤、心裡留保、消費者契約法、割賦法、特商法等に基づき売買及び立替払契約の効力を争った事案	◆心裡留保又は錯誤による無効の主張、及び詐欺又は消費者契約法に基づく取消の主張は前提となるべき事実を欠き、原告が注文書に署名した場所は訴外Aの店舗であったことから絨毯の売買契約について割賦法又は特商法の適用がないことは明らかであり、立替払契約の申し込みの際の申告内容を前提とする限り過剰と信であるということとはできないとして、請求を認容した事例	4条1項1号： 否 4条3項1号： 否	絨毯の購入に際しての立替払い契約をした者に対する立替払い金の請求事案において、被告側が本件契約は消費者契約法上の不告知、不退去に当たると主張したが、事実関係から両条の適用を認めなかった。
255	平成20年 4月25日 倉敷簡裁 平19 (ハ)828号	既払金返還 請求事件、立替金反訴 請求事件	◆訪問販売により被告販売会社との間で売買契約を、被告信販会社との間で売買代金についての立替払契約を締結した原告が、本件各契約の無効及び精神的損害の存在等を主張して、不当利得返還、損害賠償、立替金債務不存在確認を求めたのに対し、被告信販会社が、本件立替払契約に基づく立替金の支払を求めた事案	◆本件売買契約の一部につきクーリングオフを認め、また、本件売買契約を公序良俗違反と認定して無効とした上で、立替払契約は売買契約と一体の契約関係にあるから、売買契約が無効と解される以上、立替払契約も無効になるとして、原告の被告信販会社に対する弁済金の不当利得返還請求を認めたものの、その他の本訴請求を退け、反訴請求は理由がないとして棄却した事例	4条1項、4 項：否 4条3項1号： 否	売買契約及び立替払契約を締結した原告について、原告が消費者契約法4条1項、消費者契約法4条3項1号違反等を主張したが、当該事実は認定せず、一部についてのクーリングオフ及び公序良俗違反を認めた。
256	平成20年 1月21日 東京地裁 平18 (ワ)4665号	損害賠償請求 事件	◆被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる違法行為があり、不実の告知や不利益事実の不告知がされたことと主張して、債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法4条に基づく不当利得を請求した事案	◆原告主張の適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、強引な勧誘、新規委託者保護義務違反、一任取引、仕切拒否・回避はいずれも認められず、特定売買比率・手数料化率についても違法な特定売買とはいえず、利益が得られる旨の言辞も単なるセールストークの範疇にとどまるものであって違法とはいえないとして、原告の請求が棄却された事例	4条1項1号、 2号：否 4条2項：否 4条3項1号、 2号：否	「今年から来年にかけてイラクとアメリカの間で核査察の問題で戦争が起こりそうです。そうなれば原油や石油製品が暴騰して大きな利益が取れますので、灯油買っていきませんか。」と言ったことが、消費者契約法4条1項1号の不実告知に当たると主張したが、その他、適合性原則違反等も含め、原告の主張はすべて排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
257	平成19年7月26日 東京簡裁 平17(ハ)21542号	債務不存在確認等請求事件	◆信販会社である被告Aの加盟店であった有限会社B(販売店)から除湿剤置きマットを購入し(本件売買契約)、被告Aとの間で当該マットの代金を被告Aが販売店に立替払することを内容とする契約(本件立替払契約)を締結した原告が、消費者契約法4条3項1号、同法5条1項により本件立替払契約を取り消したと主張して、被告Aに対し、原告が被告Aに支払った金員の返還及び本件立替払契約の残債務の支払義務がないことの確認を求めるとともに、販売店の代表取締役であった被告Cに対し、販売店の従業員であった訴外Dの不法行為により原告に上記既払金に相当する額の損害が生じたとして、民法715条2項に基づき、当該損害額の支払を請求した事案	◆訴外Dの勧誘行為は消費者契約法4条3項1号に違反し、かつ、不法行為に該当すると認定し、さらに、被告Aと販売店間には本件立替払契約の締結について媒介することの委託関係があり、同委託に基づいて訴外Dが本件立替払契約の締結を媒介したと認められるなどと認定して、原告の請求を全部認容した事例	4条3項1号:肯	消費者契約法4条3項1号による契約の取消を認め、さらに不法行為の成立も認めた。すでに支払った代金は、不法行為に基づく損害であるとされ、未払代金については、契約の取消を認めたため、残債務がないことの確認がなされた。
258	平成16年7月30日 大阪高裁 平15(ホ)3519号	不当利得返還等本訴請求、受講料等反訴請求控訴事件	◆被控訴人(一審本訴請求原告)が、控訴人(一審本訴請求被告)Y1との間で締結した本件易学受講契約等の無効を主張して、控訴人Y1及び同Y2に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、控訴人Y1が、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づく受講料等の支払を求めたところ、原審は、本訴請求を認容し、反訴請求は一部認容としたことから、これを不服とした控訴人らが、各控訴した事案	◆本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法4条3項2号による取消し、本件付随契約については同法4条1項2号による取消しはできないが、上記各契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるなどとして、各控訴を棄却した事例	4条1項2号:否 4条3項2号:否 11条:肯	易学受講契約の無効を主張して、受講料等の不当利得返還請求がなされた事案において、「ちょっと待ちなさい。貴女は、勉強に来たんでしょ。」などの発言を繰り返した事例について消費者契約法4条3項2号違反は認められたものの、授業料を支払い易学の受講もしていたため、取消権は追認により消滅したとし、付随した印鑑等の売買契約については、「あなたもお金が必要でしょう。」といった言辭はなされたが、財産上の利得に関する事項について断定的な判断を提供したと認めることは困難であるとした。
259	平成16年11月11日 東京簡裁 平15(ハ)78907号	貸金請求事件	◆消費者金融業者である原告と主債務者との消費貸借契約について、被告が連帯保証したとして、原告が被告に対し、残元金と損害金を求めたところ、被告が、原告の請求は民事再生法により制限されると主張して原告の請求を争った事案	◆被告について民事再生法上の再生計画認可決定が確定したことを認め、本件連帯保証債権の額を439万9539円と認定し、これに同再生計画における権利変更の内容を当てはめて、免除額を356万6266円、弁済額を83万3273円とし、かかる弁済額を3年間に渡って分割弁済する旨の給付判決をした事例	4条2項:否 4条3項:否	消費者金融との消費貸借契約において連帯保証人が、主たる債務者名や保証契約の意味等を契約に当たり知らされず、退去の申出にも応じてもらえなかった等と主張し、消費者契約法4条2、3項に基づく取消を主張したが、当該事実は認定されなかった。
260	平成15年11月28日 宮崎地裁 平13(ワ)685号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告に対し、日掛金融業を営む被告の従業員が、原告に対し、その弟の借り入れについて、連帯保証人になるように執拗に要求して、連帯保証契約の締結を余儀なくしたから、同契約は無効であるとして、その債務の不存在を確認し、また、被告従業員の上記行為が不法行為を構成するとして、損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員らの言動は、取立て行為の規制に係る貸金業規制法21条1項に違反し、本件連帯保証契約は公序良俗に違反するものであって、無効であり、被告の従業員らの不法行為は被告の事業の執行についてなされたものであるから、被告は民法715条に基づき原告に対し、損害を賠償する義務があるとして、慰謝料10万円を認定した事例	4条1項1号、3項:外 10条:外	公序良俗違反及び不法行為の成立を認め、錯誤及び詐欺については、「少なくとも、錯誤無効、詐欺取消の主張も理由がある」と言及し、消費者契約法については判断されなかった。
261	平成15年10月24日 神戸地裁尼崎支部 平13(ワ)874号	不当利得返還等本訴請求事件、受講料等反訴請求事件	◆原告が、原告が被告Y1との間で締結した本件易学受講契約及びこれに付随する本件付随契約等の無効を主張して、被告Y1及び同Y2に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、被告Y1が、原告に対し、本件易学受講契約に基づく受講料、改名・ペンネーム代、テキスト・数珠・装束・水晶・衣類・健康食品などの売買代金、印鑑代を立て替えたことによる求償金の支払等を求めた事案	◆本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法4条3項2号による取消し、本件付随契約については同法4条1項2号による取消しがそれぞれ認められるなどとして、本訴請求を認容したのに対して、反訴請求については、健康食品等の売買代金の支払請求のみを認めた事例	4条3項2号:肯 4条1項2号:肯	「ちょっと待ちなさい。貴女は、勉強に来たんでしょ。」等の言動が消費者契約法4条3項2号に該当し、「名前を変えたら貴女の運勢は良くなる。」、「夫が亡くなったのも貴女のせいだ。この名前のせいだ。」「絶対今の運勢より良くなるから。」等の言動が消費者契約法4条1項2号に該当すると判断された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
262	平成23年 3月29日 東京地裁 平21 (ワ)46856号		◆中古車販売業者である被告から中古車を購入した原告が、被告に対し、修復歴等の重要事項について説明を受けていなかったとして、消費者契約法4条に基づき、中古車売買契約を取り消し、売買代金の返還及び慰謝料等の返還を求め、予備的に説明義務違反の債務不履行等を原因とする契約解除による損害賠償を求めた事案	◆被告が修復歴等の説明を怠ったものとは認められないなどとして、主位的請求を棄却するとともに、本件中古車には隠れた瑕疵はなく、使用に耐えるものであったことが認められ、信義則上の説明義務違反や債務不履行を窺わせる事情を認めるに足りる証拠は無いから、契約解除の主張は理由が無いとして、予備的請求についても棄却した事例	4条:否	隠れた瑕疵はないとしたほか、説明義務違反等も認めず、原告の請求を全て棄却した。
263	平成23年 1月31日 東京地裁 平21 (ワ)5354号	不当利得返還請求事件	◆原告が、被告Y1及び被告Y2から、被告会社の事業に対する出資の勧誘や原告の訴外人に対する債権の回収を第三者に委任する話をされ、被告らに500万円を交付したが、これらは被告Y1及び被告Y2による詐欺であるとして、共同不法行為ないし会社法350条に基づく損害賠償請求として等により、被告らに対し連帯して500万円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告Y1が500万円を詐取したことを認め、また、詐欺に用いられた契約書に被告Y2の通称名が用いられ、被告Y1が原告を騙した際に被告Y2も同席をしており、その行動を理解していたこと等から、被告Y1と被告Y2の共謀を認め、さらに、被告Y1の詐欺行為は、同人が被告会社の職務を行うに際して行われたと認定し、請求を全部認容した事例	4条1項:外	詐欺(不法行為)を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
264	平成23年 1月28日 東京地裁 平21 (ワ)7504号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告銀行の従業員から仕組債の購入を勧誘され、同銀行の仲介のもと被告証券会社からリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクを保証会社とする本件仕組債を購入したところ、いわゆるリーマンショックにより本件仕組債の経済的価値が失われたことについて、被告銀行及び被告証券会社に対し、本件仕組債の購入金額相当の損害金等の支払を請求した事案	◆金融商品の販売業者等における説明義務について、発行体及び保証会社が近い将来相当程度の蓋然性をもって破綻することが見込まれる状況であることを認識していたなど特段の事情がない限り、金融商品の販売業者等が自ら信用リスクを評価する根拠となる事実及びその評価の結果について顧客に説明する義務を負うものではないとの解釈を示した上で、被告らに原告主張の説明義務はないとし、さらに、原告の投資経験、社会的地位、本件仕組債購入の際の検討事項等からすると、本件仕組債の複雑性を考慮しても、被告銀行の本件売上の勧誘が適合性の原則に著しく反していたとは認められないとして、請求を棄却した事例	4条:外	一般に、市場性のない仕組債の経済的価値の算定が消費者にとって困難であることを考慮しても、販売当時に当該仕組債に元本割れが生じる高度の蓋然性が認められ、かつ、そのことを販売者が認識していたなど特段の事情がない限り、当該商品の経済的価値の程度は適合性原則違反を基礎付ける重要な事実になるとまではいえないとされた。
265	平成22年12月15日 東京地裁 平21 (ワ)36134号	損害賠償請求事件	◆訴外会社の未公開株式を購入した原告が、同社の監査役であった被告に対し、①同社の代表取締役らによる違法な未公開株式の販売により損害を被ったとして、会社法429条1項及び民法709条等に基づき、損害賠償を求め、②被告が粉飾決算をし、利益があるように見せかけたとして、会社法429条2項3号及び民法709条等に基づき、損害賠償を求めた事案	◆①については、被告の監視義務違反を否定し、②については、被告が粉飾決算等をした事実は認められないとして、原告の請求を全部棄却した事例	4条1項:外	消費者契約法違反か否かは明言せずに、取締役の行為が違法であることを前提としているが、監視義務違反を否定したため、消費者契約法の解釈について判断しなかった。
266	平成22年 6月28日 東京地裁 平20 (ワ)19551号	損害賠償請求事件	◆原告(元看護師の主婦)が、被告E社、被告B社及び被告EG社は、原告に対し、真実は上場する具体的な見込みがないにもかかわらず、上場間近であるかのように装い、その旨を原告に誤信させ、それぞれ自社株の代金を支払わせ、被告Y1、被告Y2及び被告Y3は、上記被告各社の代表取締役として、原告のように投資、投機取引の経験の乏しい者に対し、電話勧誘をしてパンフレットを送付する等の方法により、上場が間近であると誤信させ、著しく不当に高額な価額で購入させるとい違法な業務執行を実行したなどとして、被告らに対し、不法行為等に基づき金員の支払を求めた事案	◆被告B社及び被告Y2が、被告B社の未公開株式が上場間近であるとして売却されていることを認識し、又は容易に認識することができたと認めるには足りないとしたものの、被告E社及び被告EG社に対する不法行為に基づく請求及び被告Y1及び被告Y3に対する請求については理由があるとして請求を一部認容した事例	4条:外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
267	平成22年 4月23日 東京地裁 平21 (ワ)13403号	損害賠償請求事件	◆被告会社との間でパチンコの攻略情報サービスに関する契約を締結した原告らが、被告らに対し、当該契約の勧誘等が組織的詐欺行為であるなどと主張して、不法行為等に基づく損害賠償等を請求した事案	◆被告会社について、パチンコの必勝攻略法は存在せず、パチンコの攻略情報サービスが実効性を欠くにもかかわらず、虚偽の宣伝を行い、各従業員をして商品等の購入を勧誘させたなどとして、不法行為責任を認め、被告会社の代表取締役である被告Y1と取締役である被告Y2について、被告会社による詐欺的な商法を主導したなどとして、会社法429条1項に基づく責任(及び被告Y1につき不法行為責任)を認め、請求を一部認容した事例	4条1項:外	パチンコの攻略情報サービスに関する契約に関し、被告側の不法行為責任を認めたが、消費者契約法4条1項については判断しなかった。
268	平成22年 3月11日 東京地裁 平20 (ワ)38570号	債権購入代金請求事件、損害賠償請求事件	◆証券会社から他社株転換条項付社債を1000万円で購入する契約を締結したX1とその妻であるX2が、X1を証券会社に紹介した銀行及び証券会社に対し、個人情報を無断で漏洩したこと、不当な勧誘行為をしたことが違法行為に当たるなどとして、慰謝料の請求を求めた事案	◆X1は個人情報の提供に同意する旨の書面を作成していることなどから、証券会社、銀行に違法行為は認められないとして、Xらの請求が棄却された事例	1条:否 4条1項:否 10条:否	他社株転換社債に係る販売に係る契約についての消費者契約法違反の主張について、証拠及び契約締結後に契約が有効であることを前提とした話をXがしていたことにより、当該主張を認めなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
269	平成22年2月25日 東京地裁 平20(ワ)31370号	債務不存在確認請求事件	◆I社を物件納入者とするインターネット接続機器のプロモーションリース契約(延払契約)を被告との間で締結した原告X1及びその連帯保証人である原告X2が、上記契約の相手方である被告に対し、契約の公序良俗違反又は通謀虚偽表示若しくは心裡留保による無効、詐欺取消、消費者契約法に基づく取消、債務不履行解除等を理由として、上記契約及び連帯保証契約に基づく債務の不存在確認等を求めた事案	◆I社の従業員であるBが、虚偽の説明をして被告との延払契約書に署名押印させたことを認定しつつも、虚偽の内容は原告と被告間の延払契約についてはなく、I社の業務委託契約及び覚書についてのものであり、これら業務委託契約と覚書が本件契約との間に法的な不可分性や強い関連性も認められないこと、Bが本件契約の締結について被告を代理したとも認められないこと等を理由に、本件延払契約の公序良俗違反性、詐欺取消、心裡留保、通謀虚偽表示による無効等を否定し、被告について不法行為の成立も否定して、請求を棄却した事例	2条:否 4条:否 5条:否	プロモーションリース契約の締結に係る消費者契約法4条、5条違反の主張に対し、契約締結者である原告は消費者でないとして適用を否定した。
270	平成21年10月30日 大阪地裁 平18(ワ)8044号	債務不存在確認請求本訴事件、リース料請求反訴事件、不当利得返還等請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件	◆原告らが、被告に対し、被告と一体である訴外会社の違法な勧誘により被告とリース契約を締結させられたとして、詐欺取消等を理由とする不当利得返還等を求めた(甲事件・丙事件)のに対し、反訴として、被告が、原告らに対し、残リース料債務の支払の遅滞を理由としてリース契約上の規定損害金の支払を求めた(乙事件・丁事件)事案	◆原告らのリース契約が訴外会社の販売員の欺罔行為によって締結されたものであるとしても、原告らは詐欺による取消しを被告に対して主張することはできないし、被告に私法上の義務として提携販売事業者を管理する義務があるとは解されず、また、特定商取引法26条1項の「営業」に当たるか否かは、その実態が営利を目的とした事業・職務に当たるといえるかにより判断されるべきであるなどとして、甲事件を棄却するとともに、その余の事件を認容又は一部認容した事例	2条:否 5条1項:否 4条:否	原告らは、いずれも税理士業を営む者であり、その事業のために本件リース契約を締結したものであるから、そもそも「消費者」に当たらないとされた。
271	平成21年10月23日 福岡高裁 平21(ウ)273号	文書提出命令に対する抗告事件	◆立替払契約に係る基本事件を提起した相手方が、抗告人信販会社の加盟店管理義務違反行為及び過剰と信防止義務違反行為等の立証のために必要であるなどとして、文書提出命令をするよう申し立てたところ、原審で、一部の文書につき、民法220条4号ニに該当しないと、抗告人にその提出を命じたため、抗告人が、本件各文書は、同法220条4号ハの職業の秘密に係る文書に当たるなどと主張して、抗告した事案	◆本件各文書につき、インカメラ方式を採用して取り調べた上で、本件文書のうち、「与信判定評価票」及び「自動与信システム」に係る文書の記載については、職業の秘密に該当するとして、提出命令を出した原決定をこの限度で変更し、その余の抗告を棄却した事例	4条:外	判決は、文書提出命令に係るものであり、消費者契約法4条については触れられなかった。
272	平成21年9月3日 宮津簡裁 平20(ハ)120号	立替金本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件	◆割賦購入あっせん業者である原告が、被告に立替金等残金等の支払を求めた(本訴)のに対し、被告が、本件立替払契約について、割賦販売法30条の4に基づく支払停止の抗弁を主張するとともに、原告の不適正と信防止義務違反を理由とする不法行為に基づき、原告に支払った既払金等の支払を求めた事案	◆本件販売業者の不実告知の事実を認定し、被告の抗弁を認め、原告の本訴請求を棄却するとともに、原告が本件販売業者と加盟店契約をする際に、すでに本件販売業者が違法な取引を行っていたにもかかわらず、原告は調査を行っていなかったことから、原告は不適正と信の防止を著しく懈怠していたものであり、重大な落ち度があり、被告に対し、不法行為責任を負うとして、被告の反訴請求を認容した事例	4条1項:肯	消費者契約法4条1項による取消に加え、詐欺取消、錯誤無効も主張されていたが、消費者契約法4条1項による取消が認められるため、その余の主張は判断する必要がないとされた。
273	平成21年7月6日 福岡地裁 平20(モ)9012号	文書提出命令申立事件	◆被告呉服屋との間で売買契約を、その代金につき被告信販会社との間で立替払契約を締結したが、各契約の違法性を主張して被告らに損害賠償等を求めた基本事件を提訴した原告が、被告信販会社に加盟店管理義務違反及び過剰と信防止義務違反が認められるかどうか、または、本件各立替払契約が公序良俗に反して無効かどうかについて、判断するのに必要であるなどと主張して、文書提出命令を申し立てた事案	◆被告信販会社の加盟店契約書等については提出された文書以外での存在は認められないとして、これに係る申立てを却下したものの、その余の文書については民法220条4号ニには該当しないとして申立てを認容した上、被告呉服店の本件売買契約の対象となった商品の仕入伝票につき、同号ニには該当しないとして、これに係る申立てを認容したものの、その余の文書については提出された文書以外での存在は認められないとして、申立てを却下した事例	4条:外	消費者契約法に関する主張は、基本事件においてなされており、本件である文章提出命令申立事件については、争点ではなく、判断もなされなかった。
274	平成21年6月11日 東京高裁 平20(ネ)852号	損害賠償請求控訴事件	◆商品先物取引の違法事由として商品先物取引会社がしていた差玉向かいの違法等を主張してされた同会社に対する損害賠償請求を求めた事案	◆損害賠償請求が棄却された事例	4条:外	原審では消費者契約法に基づく取消しを理由とする不当利得返還請求を選択的に行っていたが、当審で取り下げたため、消費者契約法4条の適用について判断しなかった。
275	平成20年11月27日 東京地裁 平19(ワ)22983号	リース料請求本訴事件、不当利得返還請求反訴事件	◆本訴において、リース業等を営む株式会社である原告が、リース契約を締結した被告宗教法人R寺及びその連帯保証人である被告Y1らに対し、リース料の支払を求め、反訴において、被告宗教法人R寺が、原告に対し、当該リース契約の特定商取引法等に基づく取消し詐欺取消等を主張して、既払リース料の不当利得返還を求めた事案	◆本訴請求を認容し、当該リース契約は被告宗教法人R寺の営業のために若しくは営業として締結されたものであり、特定商取引法の適用がないこと、被告宗教法人R寺は、消費者契約法の消費者ではなく、消費者契約法に基づく取消しはできないこと等を前提として、反訴請求を棄却した事例	2条:否 4条1項:外	リース契約に基づくリース料支払い請求権に対して、当該リース契約は消費者契約法4条1項に基づき取り消しうるとして不当利得返還請求等の反訴が提起された事案において、契約者は宗教法人であったため、消費者契約法はそもそも適用されないと判示した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
276	平成20年11月7日 東京地裁 平19 (ワ)8502号	リース料請求事件	◆原告が、被告株式会社Eに対し、LED映像表示装置のリース契約に基づき、リース料残金及び約定の遅延損害金を求めるとともに、被告株式会社Eのリース料債務について連帯保証した被告株式会社T及び被告Nに対し、保証債務の履行として、被告株式会社と連帯して、リース料残金及び遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告らは、リース契約の有効性及び連帯保証契約の有効性等につき争ったが、いずれも有効である等の理由により請求を認容した事例	4条1項:否	リース契約に基づくリース料残金等の請求に対して、本件契約に関しては対等な情報を得ることができなかったことから、被告側は消費者契約法4条1項に基づいて取り消しを行うと主張した事案において、被告側は法人であるとして消費者契約法の適用を否定した。
277	平成20年11月5日 東京地裁 平19 (ワ)17724号	解約金等請求事件	◆被告Y1に電話機をリースした原告が、リース契約解除に伴い、Y1及び連帯保証人被告Y2に未払リース料や契約解除に伴う違約金を請求した事案について、Y1・Y2がリース契約は訪問販売かつ指定役務でありクーリングオフ通知により解除されたなどと争った事案	◆本件リース契約はY1が経営する鉄工所の「営業のために若しくは営業として」されたものであるし、Y1は「消費者」ともいえないから、特定商取引に関する法律や消費者契約法の適用はなく、契約解除は認められないし、リース契約に詐欺・錯誤・公序良俗違反はないとして、請求を全部認容した事例	2条:否 4条:否	リース契約に基づく未払いリース料等の請求に対し、被告側が消費者契約法4条に基づく取り消し等を主張したが、本件契約は被告が営む事業のために締結されており消費者契約法は適用されないとした。
278	平成20年7月29日 東京地裁 平19 (ワ)7637号	損害賠償請求事件	◆ローマ歌劇場日本公演におけるオペラ上演において、指揮者がジェルメティであると宣伝されていたにもかかわらず、実際には格下の指揮者が指揮したことが公演主催者及び公演協賛者である被告らの債務不履行、消費者契約法4条1項の取消事由又は不法行為に当たると主張する原告が、損害賠償等を求めた事案	◆公演主催者はオペラ鑑賞契約を締結した原告に対してローマ歌劇場との契約につき出演者等の出演を十分確保する内容とすべき義務を負うにとどまり、告知どおりの出演者を確保できなくても、やむを得ない事情による場合は債務不履行責任を負わないなどとして、原告の請求を棄却した事例	4条1項:否	オペラの公演に関し、指揮者が格下の指揮者となったことに関し、公演のチラシに、指揮者変更という重要事項に関し、記載がなかったとして消費者契約法4条1項に基づく取り消しが主張されたが、変更の可能性が明示されていたため、消費者契約法4条1項の対象とはならないとした。
279	平成20年3月28日 東京地裁 平18 (ワ)22568号	不当利得返還請求事件	◆被告らから呉服等を購入した原告が、被告らから特定商取引に関する法律5条1項所定の契約書面の交付を受けていないとして、同法9条に基づく解除(クーリングオフ)を主張して、売買代金相当額の一部返還を求めた事案	◆売買がなされた展示会場は同法5条1項、同法施行規則1条4号の「店舗に類するもの」に該当せず、また、原告の自宅で契約書が作成されたものについても同法26条2項2号によるクーリングオフの適用除外はないなどとして、原告による解除(クーリングオフ)を認め、請求を全部認容した事例	4条:外	展示会における呉服等の購入契約について購入者が資金の出所について「何かとする」との発言をしたことを消費者契約法4条の不実告知に該当するとした事案において、クーリングオフによる契約取消を認めたため、消費者契約法に関する判断は行われなかった。
280	平成20年3月19日 さいたま地裁 平18 (行ウ)47号	指示処分取消請求事件	◆訴外人との間で不動産売買契約を締結し、手付金を受領した宅地建物取引業者である原告が、訴外人の手付放棄による本件売買契約の解除の申出に対して損害賠償を請求したことに関し、知事から、同行は宅地建物取引業法の禁止する手付放棄による解除を妨げる行為に該当するとして同法65条1項に基づく指示処分を受けたため、同処分の取消しを求めた事案	◆原告の本件損害賠償請求は解除を妨げる行為に該当するもの、本件では、訴外人の解除の意思表示以前に原告の履行の着手が認められ、本件損害賠償請求時点、訴外人は手付放棄による解除権を有していなかったことになるから、原告の本件損害賠償請求は正当な理由を有する適法な請求であるとして、本件指示処分を違法として取り消した事例	4条:外	宅建業者に対する行政処分の取消訴訟において、取消理由である履行の着手があったことを認定する判断にあたり、消費者の側が消費者契約法4条に基づく取消を主張しうるため履行の着手に係る判断において消費者を有利に扱う必要はない旨の裁判所の判示があるが、消費者契約法に係る実質的な判断は何らなされなかった。
281	平成20年2月6日 東京地裁 平19 (ワ)7143号	不当利得返還等請求事件	◆生命保険会社である被告と養老保険契約を締結した原告らが、消費者契約法4条による取消を主張した事案	◆契約締結の勧誘をする際に被告の担当者が重要事項について事実と異なることを告げた事実を認めるに足りる的確な証拠はないとして、消費者契約法に基づく原告らの保険契約の取消を理由とする不当利得返還請求がいずれも棄却された事例	4条1項:否	保険契約を締結した原告が、保険会社担当者が、保険に入れば7年後には全額戻ってくる等の不相当な説明をしたとして消費者契約法4条1項による取消しを主張したが、当該説明の事実を認定しなかった。
282	平成20年1月29日 高松高裁 平19 (ネ)110号	立替金、債務不存在確認等請求控訴事件	◆亡Cが販売店と多数回にわたって着物等を購入する売買契約を締結し、被控訴人Aとの間で立替払契約を締結していたところ、被控訴人AがCの相続人である控訴人らに対し未払分の立替金残額の支払を求め(甲事件)、控訴人らが売買契約及び立替払契約が不成立ないし無効であるとして支払義務を争う一方、不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、販売店から営業譲渡を受けた被控訴人B及び被控訴人Aに対し既払金相当額の支払を求め(乙事件・丙事件)、被控訴人AによるCへの訴訟提起等が違法であるとして、不法行為による損害賠償請求をした(乙事件)事案	◆契約当時の亡Cの精神能力が不十分であったことを理由として被控訴人Bの請求を棄却し、不当利得を理由とする返還請求を認め、訴訟提起等については不法行為を構成する程度には至らないとしてこれを棄却した事例	4条:外	故人が契約した多数回にわたる着物等の購入契約について、相続人が支払義務を争う中で消費者契約法4条に基づく取消しを主張したところ、故人の精神障害を理由に公序良俗に基づく契約無効を認められたため、消費者契約法4条に係る主張については判断しなかった。
283	平成19年12月18日 東京地裁 平18 (ワ)26600号	損害金請求事件(本訴)、損害賠償請求事件(反訴)	◆原告が、被告1に対しては、ファイナンス・リース契約を締結したがリース料を払わないのでこれを解除したと主張して損害金を、被告2、被告3に対しては被告1の債務を連帯保証したと主張して損害金の支払いを求め(本訴)、被告1が原告に対して、原告の違法勧誘等が不法行為に該当するとして損害賠償を求めた(反訴)事案	◆被告3が連帯保証をしたことは認められないものの、原告に虚偽の説明等があったとは認められないとして、反訴については請求を棄却した事例	4条1項:否	消費者契約法4条1項に関しては、前提となる重要事項に関する不実告知の事実が認められないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
284	平成19年9月26日 東京地裁 平17 (フ)22255号	損害賠償請求事件	◆訴外株式会社との間でいわゆる外国為替証拠金取引を行った原告が、訴外株式会社の役員ないし従業員である被告らの違法行為によって損害を被ったと主張して、被告らに対し、損害賠償を求めた事案	◆原告と訴外株式会社との取引は、直ちに賭博に該当するまでとはいえないとしても、少なくとも賭博類似行為に該当するものであり、公序良俗に反し、違法であるとして、原告の請求の大部分を認容した事例	4条1項:外	原告の主張の中で不法行為に該当する行為の一つとして不実の告知を挙げているが、裁判所の判断の中では消費者契約法4条1項には触れられなかった。
285	平成19年9月5日 仙台地裁 平18 (フ)327号	損害賠償請求事件	◆本件は、被告F証券株式会社との間で、外国為替証拠金取引を行った原告が、外国為替証拠金取引は、賭博であり公序良俗に違反する無効な取引であること、適合性原則違反(不適格者の勧誘)、虚偽説明・説明義務違反、断定的利益判断の提供、手仕舞義務違反、消費者契約法違反があることを理由に、不適格者である原告を取引に引き込んで多額の金員を詐取したという被告らの詐欺的不法行為を理由とする損害賠償を請求した事案	◆本件取引は、賭博性を有する取引であり、公序良俗に反するとして、原告の請求を認容した事例	4条:外	公序良俗違反を認めため、消費者契約法については判断していない。
286	平成19年8月31日 東京地裁 平19 (フ)145号	立替金請求事件	◆被告が原告から商品を購入する際、訴外会社との間で立替払契約を締結し、訴外会社が同契約に基づき原告に対して代金を支払ったところ、原告が、上記立替払に係る立替金債権を訴外会社から譲り受けたとして、被告に対し、上記立替金債権に基づき、残金等の支払を求めた事案	◆被告の本件売買契約を締結する旨の意思表示は、原告の代理店として本件商品を販売していたBの欺罔行為によりなされたものであると認められるから、被告は、割賦販売法30条の4により、本件売買契約についての詐欺取消しの抗弁をもって、訴外会社及び原告の立替金請求に対して対抗することができるとして、原告の請求を棄却した事例	4条1項:外	本件売買契約の詐欺による取消を認めため、消費者契約法については判断されていない。
287	平成19年8月10日 東京地裁 平17 (フ)17768号	リース料請求事件	◆ファイナンスリース等を業とする会社である原告が、被告に対し、パソコン1台及びソフトウェア1セットをリースしたところ、被告がリース料の支払を遅滞し、これにより期限の利益を喪失したとして、残リース料及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告が、本件リース契約の契約当事者及び本件リース契約の内容につき要素の錯誤があったなどとして無効を主張し、あるいは、原告の販売店である原告補助参加人による欺罔及び消費者契約法4条の「不実の告知」があったところ、信義則上、原告補助参加人に主張できる詐欺取消や契約解除に関する抗弁事由をもって、原告に対抗できるなどと主張して、これを争った事案	◆被告の主張する抗弁を全て退け、原告の請求を認容した事例	4条:否	被告は、原告の説明に虚偽があったとして、消費者契約法4条に基づき、本件リース契約の取消を主張するが、原告の説明に虚偽があったことなどについて、具体的事実の主張や立証をしないから、同法同条に基づき本件リース契約を取り消しうることの認定はできないとされた。
288	平成19年6月14日 東京地裁 平18 (フ)20182号	立替金請求事件	◆割賦購入等のあっせんなどを業とする原告会社が、昭和7年生まれの1人暮らしの被告女性に対して、被告が訴外会社に発注して行った住居のリフォーム工事代金の立替金の支払いを求めた事案	◆屋根小屋補強工事契約については被告の実印が勝手に押されたものであり、床下コンクリート内換気扇工事についてはいわゆる三文判が押捺してあるところからこれによる契約の成立を認めることはできず、さらに事後においてされた原告からの確認電話について肯定的な返事をしたとしてもこの電話1本で契約の成立を肯定することも困難であるとして原告の請求を棄却した事例	4条:外	契約の成立自体を否定したため、消費者契約法4条については判断していない。
289	平成19年6月12日 東京地裁 平17 (フ)12969号	損害賠償等請求事件	◆外国為替証拠金取引及び商品先物取引により損失を計上した原告が、商品取引員である被告に対し、被告従業員が賭博行為に勧誘したこと、適合性原則違反、説明義務違反等の不法行為をしたものであるなどとして、使用者責任による損害賠償を請求(前者の取引については、予備的に公序良俗違反・錯誤・詐欺取消し等による無効による不当利得返還を請求)した事案	◆外国為替証拠金取引につき説明義務違反、商品先物取引につき新規委託者保護義務違反による不法行為の成立を認めたと、後者につき5割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	4条:外	不法行為の成立を認め、消費者契約法4条については判断していない。
290	平成19年5月23日 東京地裁 平18 (フ)17599号	工事代金請求事件	◆住宅リフォーム工事請負業等を目的とする株式会社である原告が、被告から本件建物のリフォーム工事を請け負ってこれを完了し、工事代金を最終的に400万円とすることで合意したものの、被告は250万円を支払ったのみで、残代金の支払をしないと、原告が被告に対し、当該残代金の支払を請求したのに対し、原告には消費者契約法等の違反があり、その違法行為により、被告に合計1475万円の損害が生じたとして、被告が原告に対し、上記工事代金債権と損害賠償請求権とを対当額で相殺するとの意思表示をした事案	◆原告が、本件リフォーム工事を平成17年12月27日までに終了すると確約したのに平成18年3月7日に終了したというだけでは、被告に対して重要事項について事実と異なることを告げたことを意味しないなどとし、さらに、被告が主張するその他の原告の違法行為についても全て理由がないとして、原告の請求を全部認容した事例	4条:否 10条:否	被告は、原告が本件確認合意で約定された工事を平成17年12月27日までに終了すると確約したのに平成18年3月7日に終了したことが被告に対して重要事項について事実と異なることを告げたことを意味する点、被告の代金の支払が遅延した場合の遅延損害金のみ定め、原告の工事の完了が遅延した場合の遅延損害金を定めていないという点で消費者契約法に違反すると主張したが、いずれも消費者契約法には違反しないと排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
291	平成19年4月27日 東京地裁 平18(ワ)28300号	求償金等請求事件	◆被告会社の自動車購入に係る立替払契約に基づく債務につき、被告会社が原告に保証委託し、原告が代位弁済したとして、原告が、被告会社及び連帯保証人である被告Y1、被告Y2に対して本件保証委託契約に基づき、残元金等の支払を求めるとともに、被告会社に対し、本件保証委託契約中の所有権留保の規約に基づき、本件自動車の引渡しを求めた事案	◆本件売買契約締結の際、被告会社の代表取締役である被告Y1及び連帯保証人である被告Y2は、本件保証委託契約の契約書の「ご契約者」欄及び「連帯保証人」欄にそれぞれ署名押印し、同契約書には、請求原因とおりの契約内容の記載があることが認められるから、本件保証委託契約の成立が認められるとして、原告の請求を認容した事例	2条:否 4条:外	被告は、株式会社であるが、その実体は消費者契約法が予想する消費者と変わらないため、消費者契約法4条が類推適用されると主張したが、被告は消費者契約法にいう消費者ないしはこれに準ずるものではないとされた。
292	平成19年3月30日 東京地裁 平17(ワ)22254号	損害賠償請求事件	◆原告が、破産会社との外国為替証拠金取引契約により損害を被ったとして、破産会社の取締役等及び従業員であった被告らに対してその損害の賠償を求めた事案	◆適合性原則違反の不法行為が認められるから、被告取締役ら及び従業員らは損害賠償責任を負うとした上で、本件において原告に慰謝料を認めることは相当とはいえないが、被告らの違法性の程度と比較すると原告の不用意性を斟酌するも相当ではないとして、原告の請求の一部を認容した事例	4条1項:外	適合性原則違反の不法行為の成立を認めたため、消費者契約法については判断しなかった。
293	平成19年3月26日 東京地裁 平17(ワ)10496号	学費返還請求事件、授業料支払反訴請求事件	◆被告が経営するアロマセラピーの学校に入学し、授業料の全部又は一部を支払った原告らが、入学にあたり不実の告知があったとして、被告に対し、消費者契約法4条に基づいて支払済みの授業料の返還を求めたところ(本訴)、被告が原告の一人であるX11に対し、未払いの授業料の支払を求めた(反訴)事案	◆本訴については、被告が不実の告知をしたと認めることはできないとして原告らの本訴請求を棄却し、反訴については、本件学校で組まれている2年間のカリキュラムのうち、1年目と2年目の教育は各コースに分割することが可能であるから、1年を経ることなく退校した原告X11に残額の授業料を請求することは信義則に反するとして、被告の反訴請求を棄却した事例	4条1項:否	被告が不実の告知をしたとは認められないとして、消費者契約法4条1項の適用を否定し、既払分の返還請求は認めなかったが、途中で退校した原告に対し、受けていない残額の授業料を請求することは信義に反するとした。
294	平成17年10月7日 東京地裁 平16(ワ)8606号	損害賠償請求事件	◆原告会社が金利スワップ取引を被告銀行との間で締結したところ、監査法人からの指摘により当該取引については時価評価すべきであるとされ、一億円余りの評価損を計上しなければならなくなったことから被告銀行に対して違約金を支払って金利スワップ取引契約を解約した事案	◆被告銀行が原告会社に対し、時価評価の結果、原告会社の決算書類に多額の評価損を計上しなければならなくなることを説明すべき義務はないなどとして、原告会社の請求を棄却した事例	4条4項:外	説明義務違反の根拠として消費者契約法を援用したが、消費者契約法について言及せずに説明義務違反を否定した。
295	平成17年5月25日 京都地裁 平16(ワ)3331号	不当利得返還等請求事件	◆被告は原告に対し浄水器の販売ないし床下換気工事等を原告宅において行ったところ、原告が、被告に対して、クーリング・オフにより支払済金員の返還を請求した事案 ◆被告従業員らによる一連の行為により、原告は、精神的苦痛を被ったとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告が原告に交付した書面は特定商取引に関する法律5条の書面に該当しないというべきであり、解除期間は進行していないとして、請求を一部認容した事例 ◆経済的損失が填補される以上、原告に金銭的評価が可能な精神的苦痛による損失は認められないとして、請求を棄却した事例	4条:外	浄水器販売及び床下換気工事に関し、原告により取り消し原因の一つとして消費者契約法4条が主張されたが、特商法によるクーリングオフが認められ、消費者契約法については判断がなされなかった。
296	平成17年2月24日 札幌地裁 平16(ワ)811号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告との間で契約を締結して行った外国為替証拠金取引類似的金融派生商品(本件商品)について、被告には原告を本件商品に勧誘し、契約を締結するにあたり、説明義務違反ないし詐欺があったなどと主張して、被告に対し、不法行為又は不当利得に基づき、支払済み額から返金額を控除した残額等の支払を求めた事案	◆本件商品の取引が、相対取引であるか、インターバンク取引であるかは、顧客の利害に関わる取引構造の根幹たる最重要事項の一つであるところ、被告外務員は、当該事項について、原告を欺罔したと認められ、また、銀行に対する高い信頼を悪用して銀行でない業者について銀行である旨の説明をすることも欺罔行為であるとして、原告を勧誘するに当たっての被告外務員の詐欺行為を認めるとともに、被告の使用責任を認め、被告主張の過失相殺の適用も認めず、原告の請求を認容した事例	4条1項:肯	外国為替証拠金取引類似的デリバティブについて、取引を行った原告が業者に対し説明義務違反等を主張した事案において、取引主体に係る誤信や取引の手法に係る誤信等が生じたとして消費者契約法4条1項違反の事実を認めた。
297	平成17年2月3日 東京簡裁 平16(ハ)11333号	貸金請求事件	◆貸金業者である原告が、被告Y1及びその連帯保証人である被告Y2に対し、貸金業法43条1項の適用があるとして貸金返還請求をした事案	◆本件の期限の利益喪失条項は、実際の効力以上の無効な内容が表記された不適正、不正確な内容であり、債務者の誤解を招き、債務者にとって不利益な条項と認められるから、本件契約書面については、貸金業法17条の要件を充たさないと判断せざるを得ず、したがって、本件について貸金業法43条1項の適用はないとして、利息制限法所定の制限利率で計算した限度で原告の請求を認容した事例	4条:外	貸金業者からの貸金返還請求の事案において裁判所が判断の中で、信義則の適用に際して消費者契約法4条の精神を及ぼす必要がある等と判示した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
298	平成17年1月31日 東京地裁 平16 (ワ)9490号	受講料返還請求事件	◆アメリカのビジネススクールへの留学を指導する受講契約(可分の三つのコースからなる)を被告会社と締結した原告が、講習の内容が契約前の説明と異なっていることを理由に、一括納入した受講料の返還を求めた事案	◆三つのコースの内二コース分は契約の重要事項について不実の告知があったと認定した上で可分な受講料の当該二コースにつき消費者契約法4条に基づく不当利得返還請求を認容した事例 ◆上記二つのコースと共に締結した残りの一コースの契約についても、特定商取引法の中の継続的役務提供に該当するとして上で同法49条に基づく中途解約が原告から被告会社にあったものとしてそれまでの役務提供分相当額を控除した残額の不当利得返還請求を認容した事例	4条:肯	MBAへの留学に関する予備校の受講契約において、原告が一括納入した受講料の返還を求めた事案において、3つのうち1つのコースを除き継続的な授業が予定されていなかったこと、留学に必要な全てが確実になるとの触れ込みに反していたこと等から不実の告知の該当性を認めたが、事実と異なる告知がなされた2コースのみの取消しを認め、全体を取消すことはできないとの判示がなされた。
299	平成16年11月29日 東京簡裁 平16 (ハ)4044号	立替金請求事件	◆原告が、被告と訴外株式会社との間の教材販売契約の購入代金を立替払いする契約を締結したところ、被告は立替金の一部を支払ったのみで残金を支払わないとして、被告に対して残金の支払を求めた事案	◆本件契約は消費者契約法4条1項に該当する取消事由があるという被告の抗弁を認めた事例	4条1項:肯 5条:肯	教材販売契約に基づいて教材を購入した被告が、立替払契約に基づく立替金を請求された事案において、本件契約においては、月々の支払額について秘匿されており、教員個人が教えにくるといった実際にはあり得ない役務提供等に係る説明があったとして不実告知を認めた。
300	平成16年6月25日 神戸簡裁 平16 (ハ)335号	リース料請求事件	◆原告(賃貸人)が、被告(賃借人)に対し、訴外取扱店を介して締結した通信機器のリース契約に基づき、残リース料の支払を求めたのに対し、被告が、本件リース契約は、消費者契約法4条1項1号により取り消す等と主張した事案	◆不実告知をした従業員の所属する取扱店は、本件リース契約の当事者ではないから、消費者契約法にいう「事業者」ではないが、取扱店は、リース契約の締結に至る手続の重要な部分を、前もって原告から任されているものであって、取扱店の消費者に対する不実告知は、事業者である原告による不実告知と評価すべきであるとして、消費者契約法4条1項による本件契約の申込みの意思表示の取消しを認め、原告の請求を棄却した事例	4条1項:肯	リース契約に基づくリース料請求に対し、被告が消費者契約法4条1項に基づく契約取消を主張した事案において、不実告知を行ったのは契約の当事者ではないため消費者契約法上の「事業者」には該当しないが、契約当事者である事業者による不実告知として実質的に評価すべきであるとして、当該主張が認められた。
301	平成16年3月25日 福岡地裁 平15 (ワ)978号	立替金請求事件	◆販売店と被告との間における3件の商品の各売買契約につき、原告が、被告との間で締結した各立替払契約に基づき、被告に対し、立替金及び手数料残金の支払を求めた事案	◆本件各立替払契約の契約書には、いずれも被告の署名押印があることから、これらは真正に成立したとの推定が一応働くとはいえるが、本件各契約書は、被告の意思に反して、本件販売店により空白部分を補充され、これを原告に提出されたことが認められるのであって、上記推定が覆されていることは明らかであり、本件各契約書は、本件販売店により偽造されたものと認めるのが相当であると判断して、原告の請求を棄却した事例	4条:外	業者から、形式上の契約である等の説明を受けて締結したに基づいて立替金を請求され、被告は勧誘方法等を根拠に消費者契約法4条に基づく契約の取消を主張したところ、契約書が偽造されておりそもそも契約が成立していないと認定された。
302	平成16年1月30日 東京地裁 平14 (ワ)25811号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告の運営する会員制クラブ(会員が被告から宝石等の商品を購入し、被告から会員に対し購入金額に応じた金額の金員等が支払われ、会員が新たに会員を紹介すると、その人数等に応じた紹介料が支払われるなどの仕組みにより運営される。)に入会して会員となり、被告から貴金属等を購入して代金として金員を支払うなどしたが、同クラブによる取引の仕組みが公序良俗に反し、入会及び取引に係る契約が無効であるなどと主張して、それぞれ、被告に対し、不当利得の返還として、入会金及び商品購入代金として被告に支払った金員と被告から支払を受けた金員との差額に相当する金額の金員の支払を請求する(附帯請求として、民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求する)事案	◆被告の運営する会員制クラブによる取引の仕組みは、それ自体が欺瞞的で不健全なものであり、勧誘方法も真实性を欠いた誇大なものであったことなどからすると、入会契約及び取引に係る契約は、公序良俗に反し無効であるとして、入会者である原告の、被告に対する入会金、商品購入代金等の不当利得返還請求が認容された事例	4条:外	本件取引にかかる契約は公序良俗違反で無効であるとしたため、消費者契約法については判断されなかった。
303	平成15年11月26日 東京地裁 平14 (ワ)27108号	契約金請求事件	◆被告らとの間で国際結婚仲介契約を締結したとするコンサルタント会社(原告)が、中国人女性を紹介したにもかかわらず、被告らが中国への渡航を中止したとして、違約金等の支払を求めた事案	◆損害賠償額の予定が消費者契約法9条に違反しないとされた事例 ◆契約者が契約を解約するときには、原告の定める解約書を提出することによって行う旨、及び提出されたパスポートは一切返却しない旨の定めが、いずれも消費者契約法10条に違反して無効ではあるが、契約全体が無効となるものではないとして、違約金の請求が一部認容された事例	4条:否 9条:否 10条:一部肯	本件契約第3条には、「提出されたパスポートは一切返却しない」との規定があるところ、同条は消費者の海外渡航の自由を制限するものであって無効というべきである。しかし、同規定があり、また上記のとおり解約制限規定があるとしても、そのことから、当該条項が無効であることは別として、本件契約全体が無効ということとはできない、とされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
304	平成15年10月3日 大津地裁 平14 (ワ)540号	損害賠償請求事件	◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があるとし、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ていない点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例	消費者契約法施行前の事案 1条、3条、4条の趣旨を援用	消費者契約法1条、3条、4条の趣旨を援用し、事業者が、一般消費者と契約を締結する際には、契約交渉段階において、相手方が意思決定をするにつき重要な意義をもつ事実について、事業者として取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負い、故意又は過失により、これに反するような不適切な告知・説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果、相手方に損害を被らせた場合には、その損害を賠償すべき義務があると判断した。
305	平成15年5月14日 東京簡裁 平14 (ハ)85680号	立替金請求事件	◆原告が、被告に対し、絵画の販売代金の支払を求めたのに対し、被告は、原告から執拗に絵画の購入を勧誘され、契約書に署名押印しなければ帰してもらえないような気がしたため、やむを得ず契約書に署名押印したものであるとして、消費者契約法4条3項2号による取消し、又はクーリングオフによる支払停止の抗弁を主張した事案	◆被告の原告に対する絵画購入の勧誘は、消費者契約法4条3項2号に該当するとし、被告の契約取消しの主張を認め、原告の請求を棄却した事例	4条3項2号：肯	販売店の担当者は「退去させない」旨被告に告げたわけではないが、担当者の一連の言動はその意思を十分推測させるものであり、被告は、販売店の不適切な前記勧誘行為に困惑し、自分の意に反して契約を締結するに至ったものであるとして、消費者契約法4条3項2号による取消しを認めた。
306	平成14年7月26日 東京地裁 平12 (ワ)11810号	損害賠償請求事件	◆信託銀行である被告から、不動産共有持分の購入資金を借り入れ、不動産会社を代理した被告から、共有持分化された事業用建物の持分権を購入し、それについて、被告と信託契約を結んだ原告らが、被告に対し、説明義務違反による債務不履行若しくは不法行為又は信託契約違反による債務不履行若しくは不法行為に基づき、さらに、原告乙川二郎については、買取り約定についての債務不履行に基づき、不動産共有持分権の購入価格と信託契約終了時の売却価格の差額等を損害賠償として請求した事案	◆金融機関から資金を借入れ不動産小口化商品である一〇一億円の共有持分権を購入した顧客から、売主を代理した金融機関に対して損害賠償を請求したところ、金融機関の担当者が「相続発生時に売主が購入価格（一億円）で買い取る制度がある」旨の説明をしたのは正しい説明ではなかったとして、説明義務違反に基づく損害賠償請求が認められた事例 ◆不動産小口化商品である事業用建物の共有持分権を購入し、金融機関と信託契約を締結した顧客（委託者兼受益者）が、共有持分権の中途売却を求めたのに対し、金融機関が委託者兼受益者を平等に取り扱う義務に違反したとして、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	消費者契約法施行前の事案 1条及び4条の趣旨を援用	不動産小口化商品の販売につき、信託銀行である被告に説明義務があったことの根拠として、消費者契約法1条及び4条の趣旨が援用されている。結論としては、説明義務違反が認められた。